

2021年度

自己評価・自己点検報告書

2022年3月7日

近畿大学附属看護専門学校

目 次

基準1 教育理念・目的・育人人材像

【1-1】 理念・目的・育人人材像

基準2 学校運営

【2-2】 運営方針

【2-3】 事業計画

【2-4】 運営組織

【2-5】 人事・給与制度

【2-6】 意思決定システム

【2-7】 情報システム

基準3 教育活動

【3-8】 目標の設定

【3-9】 教育方法・評価等

【3-10】 成績評価・単位認定等

【3-11】 資格・免許取得の指導体制

【3-12】 教員・教員組織

基準4 学修成果

【4-13】 就職率

【4-14】 資格・免許の取得率

【4-15】 卒業生の社会的評価

基準5 学生支援

【5-16】 就職等進路

【5-17】 中途退学への対応

【5-18】 学生相談

【5-19】 学生生活

【5-20】 保護者との連携

【5-21】 卒業生・社会人

基準6 教育環境

【6-22】 施設・設備等

【6-23】 学外実習、インターンシップ等

【6-24】 防災・安全管理

基準7 学生の募集と受入れ

【7-25】 学生募集活動

【7-26】 入学選考

【7-27】 学納金

基準8 財務

【8-28】 財務基盤

【8-29】 予算・収支計画

【8-30】 監査

【8-31】 財務情報の公開

基準9 法令等の遵守

【9-32】 関係法令、設置基準等の遵守

【9-33】 個人情報保護

【9-34】 学校評価

【9-35】 教育情報の公開

基準10 社会貢献・地域貢献

【10-36】 社会貢献・地域貢献

【10-37】 ボランティア活動

基準1 教育理念・目的・育人人材像

点検中項目【1-1】 理念・目的・育人人材像

1-1-1 理念・目的・育人人材像は、定められているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
1-1-1-①	<p>理念は、学校の使命、職業教育を行う理由、設置者の育人人材観、医療に対する見識、教育に対する情熱、将来展望など学校設立の動機となる基本的な考え方を示したものである。</p> <p>目的は、理念に基づき、学校が教育活動を通して、卒業時に達成しようとする教育目的である。育人人材像は、学校又はそれぞれの学科が教育課程編成、教育内容・方法の策定の基本とする教育目標である。</p> <p>理念等は文書化するなど明確に定める必要があり、特に実践的な職業教育を目指す専門学校等においては、専門分野の特性を明示することが学校の特徴をアピールすることにも繋がる。</p> <p>※理念等＝理念・目的・育人人材像</p>	<p>理念に沿った目的・育人人材像になっているか</p> <p>理念等は文書化するなど明確に定めているか</p> <p>理念等において専門分野の特性は明確になっているか</p>	<p>3.3</p> <p>近畿大学の教育理念に基づいた看護専門学校における教育理念を掲げ、それを育人人材像として教育に取り組んでいる。</p> <p>教育理念・教育目的・教育目標は教育要項・実習要項に文書化し、入学時・進級時、行事があるごとに説明している。</p> <p>教育理念に基づく教育目的に、看護専門職者を育成することを明確にしている。</p> <p>2020年度は、新カリキュラムに向けて、ディプロマポリシーの文書化を行い、2021年度は、カリキュラムポリシーの文書化および学年ごとのマイルストーンの作成中である。</p> <p>理念に応じた課程を設置し、教育目標を達成するための計画・方法としては、入学時より段階を踏みながら学べるように、年間計画を定めている。その内容については、委員会や全体会議で検討したうえで、教育要項やシラバスに掲載している。</p> <p>理念等の周知に対しては、募集要項や当校のホームページに掲載し、保護者会において説明している。実習施設である近畿大学病院には実習要項を配布しているが、他の実習施設には、該当看護学の実習目的などの説明のみで、理念等の周知には至っていない。</p> <p>理念等の浸透度は、「達成度評価」を年度末に実施していることで学生には浸透しているが、保護者・関連する施設に対しては確認できていない。</p>	<p>ディプロマポリシー到達度評価基準の作成が必要である。</p> <p>講義担当や実習指導者に理念等の浸透を図る必要がある。</p>	<p>講義担当や実習指導者に対して理念等を説明する。</p>
1-1-1-②	<p>理念等を実現するには、理念等に即した課程や学科を設置し、具体的な計画・方法として施策やスケジュール等を計画書等で明確に定め、適切に進行管理を行いながら実現に向け、学校全体で取組むことが求められる。</p> <p>そのためには、理念等を教職員に周知徹底する必要がある。また、学校に対する理解と協力を得るため、学生・保護者・関連する学校・施設等広く社会に様々な方法で公表することも必要である。</p>	<p>理念等に応じた課程（学科）を設置しているか</p> <p>理念等を実現するための具体的な目標・計画・方法を定めているか</p> <p>理念等を学生・保護者・関連する学校・施設等に周知しているか</p> <p>理念等の浸透度を確認しているか</p>			
1-1-1-③	<p>専門学校は医療のニーズに即応し柔軟な職業教育を展開できることが強みである。その強みを生かすためには、時代や社会の要請の動向に注目し、的確に対応することが必要である。</p> <p>このため、理念等、特に育人人材像について、適宜見直し、必要に応じ改定しなければならない。</p>	<p>理念等を社会の要請に的確に対応させるため、適宜、見直しを行っているか</p>			

※職業教育＝一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

(H23.1.31 中教審答申から)

※職業実践教育＝関連業界等と密接な連携を図り、卓越した又は熟達した実務経験を基盤に、最新の実務知識・

経験を教育内容・方法に反映した職業教育

(H23.1.31 中教審答申から)

基準2 学校運営

点検中項目【2-2】 運営方針

2-2-1 理念等に沿った運営方針を定めているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方針
2-2-1-①	<p>学校運営を円滑に進めるためには、理念等、教育目標、事業計画を踏まえ、運営方針を明確に定めなければならない。</p> <p>運営方針は教職員等学校運営に携わる者全員に、明確に伝える必要があり、組織内に周知徹底しているか確認しなければならない。</p>	3.0	<p>学校運営方針として年間のアクションプランを挙げ教職員に周知している。アクションプランは、年度末に評価し、それを元に次年度のアクションプランを決めている。評価はA(達成度90~100%)、B(達成度70~80%)、C(達成度60%以下)とし、B、C評価については課題を抽出し、目標の継続あるいは修正を図っている。</p> <p>アクションプラン提示後、委員会、業務担当でアクションプラン達成に向けて年間の具体策を立案し、実践している。</p>	<p>アクションプランの達成が教育目標に繋がっているかの分析が不足している。</p> <p>また、継続している行動目標には達成度が上がらない状況もあるため、要因分析をさらに深める必要がある。</p>	<p>次年度のアクションプラン提示に向けて、卒業時の教育目標に対する学生評価も踏まえ、今年度の達成度評価を行い、課題の抽出を行う。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 アクションプラン、活動方針と評価 教育要項（教育理念・目的・目標） 教職員会議議事録 専任教員業務内容一覧</p>
--

点検中項目【2 - 3】 事業計画

2-3-1 理念等を達成するための事業計画を定めているか

評価の観点	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
<p>2-3-1-①</p> <p>理念等、教育目標を達成するためには、長期・中期・短期の数値目標など具体的な目標を明示した事業計画を適切に定めなければならない。事業計画には、計画の執行体制・役割分担を明確にするとともに、常にその進捗状況を把握しなければならない。学校運営は、事業計画に沿って適切に行う必要があるが、適宜見直し、修正を行うことも必要である。</p>	<p>中期計画（3～5年程度）を定めているか</p> <hr/> <p>単年度の事業計画を定めているか</p> <hr/> <p>事業計画に予算、事業目標等を明示しているか</p> <hr/> <p>事業計画の執行体制、業務分担等を明確にしているか</p> <hr/> <p>事業計画の執行・進捗管理状況及び見直しの時期・内容を明確にしているか</p>	<p>2.2</p> <p>単年度のアクションプランは毎年提示している。中期目標として新カリキュラムに向けて効果的なICT教育の取り入れを掲げており、令和3年度入学生より電子教科書を導入、新入生全員にモバイル端末（iPad）を購入している。また、9月に看護学校全域にWi-Fiを設置している。</p> <p>業務分担については一年ごとに担当者を見直している現状があり、中・長期的な執行体制、業務分担として提示はしていないが、2～3年は同じ業務、委員会を担当するように業務担当を決めている。ただ、毎年メンバーチェンジがあり、各委員会での中・長期目標の指示もしていない。</p> <p>事務室は、学生・教員からの要望を踏まえ、施設改善および国家試験対策講座実施などを、潤滑に行えるよう医学部・病院事務局経理課を通し、予算確保に尽力している。</p> <p>単年での実現が困難な場合は、中長期計画を定め、医学部・病院事務局の他部門と連携しながら優先順位を考慮し、実現に努めている。</p> <p>事業計画の執行・進捗管理に関しては、事務室の他に医学部・病院事務局の他部門の合議の元を実施しているため、双方で管理が行えている。</p>	<p>2022年度のカリキュラム開始に向けて、長期的なアクションプラン提示は課題である。2022年に開始する新カリキュラムの構築に必須であるICT教育導入に伴い、環境整備を図っている。今後は、ICTを使用した授業の充実が課題である。業務執行体制については、単年の提示だけではなく、数年単位での提示が可能かどうか検討が必要である。また、学校予算を踏まえ、中・長期的な環境整備の計画も課題である。</p> <p>十分な予算の確保が困難な状況の中で、他の部署との調整を行いながら、建物の老朽化に伴う、補修を行っていく必要がある。</p>	<p>教育目標達成、学校環境整備等の中・長期計画を立案する。</p> <p>大規模な修繕は見込めないが、部分的な修繕を随時検討し、優先順位を教職員で共有調整し、実施していく。入学時から学力向上に向け、外部業者も視野に入れ、講義計画に積極的に導入していく。関連部署に相談しながら、予算確保を行っていく。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <p>アクションプラン、活動方針と評価 各委員会の年間予定（教職員会議、看護学科会議資料） 専任教員業務分担一覧、専任教員業務内容一覧、管理職業務一覧</p>
--

点検中項目【2-4】 運営組織

2-4-1 設置法人の組織運営を適切に行っているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
2-4-1-①	<p>学校法人における理事会、評議員会 は、私立学校法に定められた役割を果たすために、寄附行為に基づき、適切に運営しなければならない。</p> <p>理事会、評議員会は、寄附行為に基づき適切に開催しているか</p> <p>理事会等は必要な審議を行い、適切に議事録を作成しているか</p> <p>寄附行為は、必要に応じて適正な手続きを経て改正しているか</p>	4.0	<p>学校法人において理事会、評議員会は適切に開催され、議決書についても作成されている。</p> <p>専門学校の学則変更等に関わる内容については、理事会の承認を経て、文科省へ文書を提出している。</p>	特になし	

2-4-2 学校運営のための組織を整備しているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
2-4-2-①	<p>学校運営組織は、理念等や教育目標の達成に向けて構築・整備する必要がある。</p> <p>学校運営組織は、各部署の役割分担や組織における意思決定の権限等を明確にするため規則、規程等を整備する必要がある。</p> <p>学校運営に必要な事務及び教学組織を整備しているか</p> <p>現状の組織を体系化した組織規程、組織図等を整備しているか</p> <p>各部署の役割分担、組織目標等を規程等で明確にしているか</p>	2.8	<p>学校運営に必要な教学組織、組織図は整備し、それに基づいて運営をしている。</p> <p>学校内には6つの委員会があり、運営に大きな役割を果たしている。また委員会活動の報告、委員会からの協力等は、会議で周知されている。全教職員が参加している会議の議事録は共有フォルダに入れ、内容の共有化を図っている。また各委員会の議事録についても教職員共有フォルダ内に入れており、全教職員が閲覧できる状態である。しかし、委員会規定がなかったため、今年度は近畿大学総務部確認の元、策定中である。今後、教員への周知、内規への掲載を行う予定である。</p> <p>学校の運営にかかわる事務職員には、教職員会議や事務が関わる委員会には参加してもらい、教育活動の実態を知ってもらったうえで、協力をお願いしている。</p> <p>また、日本看護学校協議会、大阪府看護学校協議会には事務連絡会もあり、そこに参加することで、学校運営についての理解を深めている。</p>	<p>会議においては、一定の出席率で議事の承認を得る規定はあるが、委員会内での決定権については特に定めていない。</p>	<p>委員会としての決定権限の是非についての検討</p>
2-4-2-②	<p>学校運営に関する意思決定のために開催する会議等は、適切に開催しなければならない。</p> <p>会議・委員会の決定権限、委員構成は、規程等で明確化する必要がある。</p> <p>会議、委員会等の決定権限、委員構成等を規程等で明確にしているか</p> <p>会議、委員会等の議事録（記録）は、開催毎に作成しているか</p>				
2-4-2-③	<p>学校運営組織に関する規程等は、適切に整備しておかなければならない。</p> <p>また、規程等は、必要に応じて見直し、適正な手続きを経て改正を行う必要がある。</p> <p>組織運営のための規則・規程等を整備しているか</p> <p>規則・規程等は、必要に応じて適正な手続きを経て改正しているか</p>				
2-4-2-④	<p>学校の組織運営に携わる事務職員 は、事務の多様化への対応や業務改善に取組み、教育活動を支援する機能を果たすことが求められており、事務職員の意欲や資質の向上を図るための取組は重要となっている。</p> <p>学校の組織運営に携わる事務職員の意欲及び資質の向上への取組を行っているか</p>				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <p>教職員録（理事名掲載、看護学校人員名掲載）</p> <p>理事会議事録</p> <p>学則、組織図、会議規程（内規集）</p> <p>専任教員業務一覧・管理職業務一覧（事務との連携内容掲載）</p> <p>稟議書</p> <p>会議・委員会の記録</p>
--

点検中項目【2 - 5】 人事・給与制度

2-5-1 人事・給与に関する制度を整備しているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
2-5-1-①	<p>教職員の採用は、中期・短期事業計画等に基づき計画的に行わなければならない。 採用する教職員の採用基準・手続きは、規程等で明確に定め、適切に運用しなければならない。 必要な人材を確保するためには、採用広報を適切に行うとともに、採用した教職員は、適材・適所に配置する必要がある。</p>	3.0	<p>採用基準・採用手続きに関しては、本部人事部で定められている規程に準じ、医学部・病院事務局職員課を通し、適切に行っている。また、教員の欠員が出た場合は、看護専門学校管理運営会議および医学部・病院事務局職員課の承認を得たうえで、学校HPにて採用広報を行っている。 支給・昇任・昇給・人事考課制度に関しては、本部人事部で定められている規程に準じ、医学部・病院事務局職員課を通し、適切に行っている。</p>	採用広報に経験年数だけでなく、どのような人材を望んでいるか挙げていく必要がある。	近畿大学病院との連携を更に密に取り、ローテーションを含めた人材確保を検討していきたい。
2-5-1-②	<p>給与（賃金）の支払いは、基準、規程を整備し適切に運用しなければならない。 昇任・昇給の基準は、規程等で明確に定め、適切に運用しなければならない</p>		<p>給与支給等に関する基準・規程を整備し、適切に運用しているか 昇任・昇給の基準を規程等で明確化し、適切に運用しているか</p>		
2-5-1-③	<p>人事考課制度は、意義や目的を明確にした上で、運営方針や組織目標等と整合性を図り、規程等に基づき適切に運用しなければならない。</p>		人事考課制度を規程等で明確化し、適切に運用しているか		

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 就業規則 看護教員給与制度 看護教員人事評価実施制度 看護教員人事評価実施要項 採用基準 教員名簿</p>

点検中項目【2 - 6】 意思決定システム

2-6-1 意思決定システムを整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
2-6-1-①	<p>学校運営に必要な諸事案の決定を適切に行うためには、意思決定の権限や役割分担等を規程等で明確にした意思決定システムとして確立しなければならない。</p> <p>教務・財務等の業務処理において、意思決定システムを整備しているか</p> <p>意思決定システムにおいて、意思決定の権限等を明確にしているか</p> <p>意思決定システムは、規則・規程等で明確にしているか</p>	2.2	<p>医学部・病院・学校間の協議は管理運営会議で、学内の協議は管理職会議や教職員会議などの各種会議・委員会で実施しており、検討事案の種別に応じた意思決定システムを整備している。なお、危機管理にかかわる緊急事態については管理職が起点となり臨時開催している。</p> <p>狭山キャンパス全体については『近畿大学 医学部・病院関係 組織図』がSayama-Netに、学内組織については教育要項に掲載している。</p> <p>学内会議の種別・目的・開催基準について内規決定事項集に明示している。</p> <p>狭山キャンパス全体については『近畿大学 医学部・病院関係 組織図』がSayama-Netに、学内組織については教育要項に掲載している。</p>	<p>教務管轄の会議・委員会には内規に規定されているが、事務管轄の会議については明示されていない。</p> <p>教育要項の掲載内容は教職員組織の概要にとどまり、意思決定の権限については示されておらず、内規に決議人数の掲載を行う必要がある。</p>	<p>教務-事務間で会議開催に関する共通認識を促すため内規掲載内容の見直しを行う。</p> <p>意思決定システムにおける権限に関する記載・掲載に関し、関係機関と連携しながら整備していく。</p> <p>意思決定システムに関する記載・掲載に関し、関係機関と連携しながら整備していく。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <p>学園例規集（近畿大学）</p> <p>教育要項</p> <p>内規決定事項集</p> <p>総務広報課HP</p>
--

点検中項目【2-7】 情報システム

2-7-1 情報システム化に取組み、業務の効率化を図っているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方針
2-7-1-①	情報システム化等により業務の効率化を図る必要がある。業務処理はもとより、入学から卒業まで、さらに卒業後の状況について、学生一人ひとりの情報を管理できる情報システムを構築し、きめ細かな指導に活用する必要がある。	3.2	<p>医学部キャンパス共有のシステム（K-SHARED、Sayama-Net、HUE）運用により業務の効率化を図り、教務システム（Infocipper）は2019年度のリニューアルにより入学～卒業までの学生管理とカリキュラム運用の一元化を図っている。</p> <p>K-SHAREDにより業務上の情報共有、スケジュール調整や決裁、InfocipperのWebポータルにより学生への迅速な情報提供ならびに授業評価を行い、双方向性の活用を目指している。</p> <p>学生相談や保護者連絡、各実習の指導状況に関する内容を適宜入力しており、教務内の情報共有と学生指導に活用している。</p> <p>教務システムを活用し、学生個人基準情報・成績・出欠および学生指導内容を教職員が共有できるようにしている。また、学生に重大な案件が発生した場合も教務システムに入力されている内容を加味し、適切な対応が行えるよう情報の更新に教職員が努めている。2020年度からは出欠管理において、カードリーダーシステムを導入し、出欠については学生も翌週にはWebシステムで確認できるようになったことで、学生指導に活用している。</p> <p>成績についての開示はまだWebシステムで行っておらず、年度末のみに文書での提示している。</p> <p>2021年度から教職員間の情報共有について、Webポータルを使うなど口頭での伝達と比べて、タイムリーな情報共有と業務の効率化測れるようになった。</p>	<p>学生の掲示板既読率、授業評価の回答率が低い時があり不安定である。学生からのメッセージや提出物受付など、双方向性の運用に関しては検討課題である。</p> <p>入力作業の遅延および入力情報確認作業の不徹底・不足に伴う関係教員への口頭確認が散発的に発生し、関係教員の作業中断が生じることがある。</p> <p>出欠や成績の開示に関する検討が必要である。</p>	<p>運用面での疑問・トラブルを抽出し、対策について研修会等で確認・共有し、システムの活用を促していく。</p> <p>連絡事項の確認や授業評価の目的・意図について学生の理解・自覚を促していく。双方向性運用に関しては必要性や問題の有無について会議で検討を図る。</p> <p>口頭確認前に入力情報の閲覧確認を徹底するよう会議・研修等で促し、改善を図る。</p> <p>カードリーダーシステムのさらなる効率化、出欠や成績情報の保護者への開示についての検討を行なう。</p>
	情報システムを活用し、タイムリーな情報提供、意思決定が行われているか				
2-7-1-②	情報システムの運用に際してはデータ更新を適切に行うとともに、常に良好な状態で業務遂行ができ、個人情報等の漏洩防止に対応するためには、機器類等も含めたメンテナンス及びセキュリティ体制の確立が不可欠である。		<p>データは年度ごとにシステム内で年次更新するとともに情報システム課の管理に基づき、サーバーで適切に管理されている。</p> <p>システムメンテナンスに関しては、医学部・病院事務局情報システム課を通し、外部業者へ保守を委託している。教務システムへのアクセスは、個人IDおよびPWを付与し、セキュリティ強化に努めている。</p>	特になし	現状維持を図る。
	学生指導において、適切に学生情報管理システムを活用しているか				
	データの更新等を適切に行い、最新の情報を蓄積しているか				
	システムのメンテナンス及びセキュリティ管理を適切に行っているか				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】
 医学部キャンパス共有のシステム（K-SHARED、Sayama-Net、HUE）
 InfocipperのWebポータル
 メンテナンス体制についての書類（契約書）
 授業での学生が利用可能なパソコン台数：10台
 各種帳票はホームページから出力可能

基準3 教育活動

点検中項目【3-8】 目標の設定

3-8-1 理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-8-1-①	<p>教育課程の編成方針、実施方針を明確に定め、教職員に周知するとともに学生・保護者・関連業界等に対し理解と協力を得るために積極的に公表しなければならない。 また、実践的な職業教育機関として、職業教育に関する方針も加えて策定する必要がある。</p>	3.0	<p>教育要項に分野ごとの各科目の「考え方」「目的」「目標」を提示している。職業教育に対しては教育目標の「解説」において、卒業時に望む学生像をイメージして、看護師として必要な知識・技術・態度について記載している。教育理念を踏まえた教育課程における編成方針・実施方針については文書化されていない。</p>	<p>教育課程の編成方針・実施方針について分かりやすく文書化したものを、教職員・学生・保護者などに公表する必要がある。</p>	<p>教育課程の編成方針、実施方針をホームページ等に公表する。</p>

※職業教育＝一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技術、態度を育てる教育

3-8-2 学科毎に修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-8-2-①	<p>教育到達レベルは、理念等に適合していなければならない。 入学者や社会に対し、在学中に獲得すべき専門性や技術のレベルの目標を学科毎に修業年限との関連も含め明示する必要がある。</p>	3.0	<p>教育理念に基づいた教育目標を掲げ、卒業時に望む学生像をイメージして教育到達レベルを設定しており、「教育目標の自己評価表」を用いて、学生が自己評価できるようにしている。また、2022度新カリキュラムのデュプロマポリシーに合わせたマイルストーンを作成中である。 1・2年次は専門分野における基礎知識・技術の習得に向けた学習支援体制を整備している。3年次には臨地実習において既習の知識・技術・態度を活用し実践力を養うための支援体制を整備している。 コロナ禍でも行える教育支援体制を整備し、教育到達レベルに達成するようにしている。</p>	<p>デュプロマポリシーに合わせたマイルストーンを早急に完成させる必要がある。</p>	<p>デュプロマポリシーに合わせた自己評価表を作成する。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 教育要項、学校ホームページ 学校案内、シラバス、講義計画表 臨地実習要項、保護者会資料 国家試験対策検討会議議事録、</p>
--

点検中項目【3 - 9】 教育方法・評価等

3-9-1 教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
3-9-1-①	<p>教育課程は、学科毎の教育目的・目標達成に向け、必要授業科目、修了に必要な授業時数、授業科目間の配置など勘案し、体系的に編成しなければならない。</p> <p>教育課程の編成にあたっては、相応の組織において責任を持って編成すべきものであり、編成体制は規程等で明確化しなければならない。また、編成過程は議事録等に明確におこななければならない。</p> <p>授業科目は基礎分野、専門基礎分野、専門分野ⅠⅡ、統合分野における科目の適切な配分や授業形態を考慮して開設しなければならない。</p> <p>実践的な職業教育を行うに当たっては授業形態の選択や教育方法・教材などにさらに工夫が必要になる。</p>	<p>教育課程を編成する体制は、規程等で明確にしているか</p> <p>議事録を作成するなど教育課程の編成過程を明確にしているか</p> <p>授業科目の開設において、基礎分野、専門基礎分野、専門分野ⅠⅡ、統合分野における科目を適切に配分しているか</p> <p>授業にかかる授業時数、単位数を明示しているか</p> <p>授業科目の目標に照らし、適切な教育内容を提供しているか</p> <p>授業科目の目標に照らし、講義・演習・実習等、適切な授業形態を選択しているか</p> <p>授業科目の目標に照らし、授業内容・授業方法を工夫するなど学習指導は充実しているか</p> <p>職業実践教育の視点で、科目内容に応じ、講義・演習・実習等を適切に配分しているか</p> <p>職業実践教育の視点で、教育内容・教育方法・教材等について工夫しているか</p> <p>単位制の学科において、履修科目の登録について適切な指導をおこなっているか</p>	3.3	<p>教育課程は、厚生労働省による「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」に基づき、分野別の科目構成について構築している。カリキュラム委員会の活動が教育課程を編成する体制づくりを担っている。カリキュラム委員会の会議では議事録を残し、編成の考え・流れを記録保管している。更にカリキュラム委員会で提案された内容を踏まえ全教員で科目の時期・内容・時間数等を検討し決定している。2022年のカリキュラム改正に向けて、教育目的・目標と現行との関連性を評価した結果をもとに教育課程の編成を行った。カリキュラム評価をするためのルーブリックを現在作成中である。</p> <p>今年度は、2022年度のカリキュラム改正に向けて、現行のカリキュラムにおける教育内容について、ルーブリックを用いて、カリキュラム評価を行えるように検討中である。</p> <p>授業時間数・単位数は教育要項に明示している。分野毎の科目に対しては、各分野の考え方・目的の内容に照らし合わせた授業を行っており、受講する学生のレディネスや国家試験出題基準に合わせた授業内容・形態を検討し適宜変更している。</p> <p>外部講師が担当する科目は授業内容・方法を講師に一任している。内部講師に関しては、「看護師教育の技術項目と卒業時の達成度」をもとに、各看護学で担う技術に対して演習・実習を取り入れて授業構成を行っている。</p> <p>シラバスは統一様式を定め、明示している。</p> <p>コマ毎の目標達成状況については、個々の講師によってリフレクションシートや次回講義の初めに復習として学生に確認を行っている状況である。客観的評価としては、終講試験を実施している。</p> <p>教育課程に関しては、社会環境の変化に応じて教育内容の見直しは行っている。</p>	<p>新カリキュラムと旧カリキュラムが同時に運用されるため、起こりうる問題を想定しながら対応をしていく必要がある。</p>	<p>新カリキュラムにおける教育評価を行う。</p>

3-9-1-②	<p>各科目の授業計画（シラバス、詳しい授業計画に相当するもの。各コマの授業内容、目標、評価方法などを記載する。）は、必要事項を統一した様式を定め作成し明示しなければならない。</p> <p>また、一コマの授業について、その目標、内容、進行、教授法、成果の確認方法、教材等を授業計画に記載し、コマ毎の目標達成状況をその都度確認するよう努めることが望まれる。</p> <p>教育課程は、社会環境の変化に伴う関連業界等のニーズの変化を的確に反映したものであるために、定期的に見直すことが必要である。</p>	<p>授業科目について、授業計画（シラバス）を作成しているか</p> <p>教育課程は定期的に見直し、改定を行っているか</p>				
---------	---	--	--	--	--	--

3-9-2 教育課程について、外部の意見を反映しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-9-2-①	<p>教育課程の編成及び改定にあたっては、その内容に関連する業界関係者や卒業生、卒業生の就職先等から、必要に応じて具体的な意見を聴取し、反映すべきである。</p> <p>教育課程の編成及び改定において、在校生・卒業生の意見聴取や評価を行っているか</p> <p>教育課程の編成及び改定において、関連する業界・機関等の意見聴取や評価を行っているか</p> <p>職業実践教育の効果について、卒業生・就職先等の意見聴取や評価を行っているか</p>	2.2	<p>意見調査は、2011年度に卒業5年目の卒業生と就職先、2016・2021年度は卒業5年目の卒業生に、キャリアアップや社会貢献に関する内容で実施した。しかし、システム変更により意見調査の内容方法については現在検討中である。</p> <p>在校生に向けては、教育課程の編成及び改定に関する意見調査を実施していない。</p> <p>近畿大学病院で卒業生が複数名配属された病棟からは、基礎教育の内容に対して、誰に焦点を当てて評価すればよいのか、個人情報視点からも意見として記載しにくいという意見を受けて、2012年度以降実施できていない状況である</p>	<p>適宜、関連する業界関係者や卒業生、卒業生の就職先等から教育課程の編成についての意見を聴取する必要がある。また基礎教育課程に対する要望など意見調査をする必要がある。</p>	<p>教育課程の編成及び教育の効果について、在校生・卒業生に意見調査内容を検討する。また、ホームページを活用した意見調査内容を検討する。</p>

3-9-3 キャリア教育を実施しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-9-3-①	<p>職業・職種に必要な知識・技術の付与に加え職業人になるという自覚や態度を涵養し、学んだ専門知識や技術を実際の職場で生かすためのコミュニケーションや問題解決などの能力を育成するキャリア教育も必要である。キャリア教育の実施にあたっては、方針の明確化と教育内外を通じた体系的、総合的なキャリア教育の推進が求められている。キャリア教育が有効なものになっているか、卒業生の就職先等への調査等を行うなど常に検証する必要がある。</p>	<p>キャリア教育の実施にあたって、意義・指導方法等に関する方針を定めているか</p> <p>キャリア教育を行うための教育内容・教育方法・教材等について工夫しているか</p> <p>キャリア教育の効果について卒業生・就職先等の意見聴取や評価を行っているか</p>	<p>3.1</p> <p>キャリア教育に関しては、講義・実習・教科外において、看護職者として必要な素養が身につくように知識・技術・態度の指導を行い、卒業後のビジョンを持つように取り組んでいる。</p> <p>また科目の中でコミュニケーション能力や論理的思考についても教授している。</p> <p>卒業生の主な就職先は近畿大学病院であり、実習施設でもあることから、卒業生のキャリア教育の効果を見ることが出来る。他の施設へ就職した卒業生については、就職先から提供された情報の把握にとどまっている。</p> <p>卒業後のキャリア教育の効果については、情報が得られた卒業生に限られている。</p>	<p>看護職をめざす上での学習動機や専門職になるための目的意識・職業意識を明確にし、職業への円滑な移行に必要な基礎的・汎用的能力が育成できるような教育内容・教育方法・教材の工夫について更に検討する必要がある。</p> <p>卒業生の就職先等の調査や評価を行う必要がある。</p>	<p>キャリア教育の効果について卒業生・就職先等の意見聴取や評価を行う。</p>

3-9-4 授業評価を実施しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-9-4-①	<p>学生等による授業評価から得られる情報は教育システムの確立・見直しにとって有用なものである。</p> <p>実践的な職業教育を行うため、授業評価を積極的に実施して評価結果を教育課程の改定や授業改善に活用する必要もある。</p>	<p>授業評価を実施する体制を整備しているか</p> <p>学生に対するアンケート等の実施など、授業評価を行っているか</p> <p>授業評価の実施において、関連施設等との協力体制はあるか</p> <p>教員にフィードバックする等、授業評価結果を授業改善に活用しているか</p>	<p>3.2</p> <p>2017年度よりマークシートを用いて学生からの授業評価を実施している。2019年度より、学生が回答しやすいようにWEBサイトの利用に変更し、若干ではあるが回収率は改善した。2010年度からは教員間の授業評価を実施し、他者評価を受けて授業改善に活用している。2020年度・2021年度はコロナ禍による授業形態の変化で、実施できていない。</p> <p>授業評価の結果は授業担当者や実習指導者にフィードバックし授業や実習の改善を促している。</p> <p>授業評価の結果に対しては分野毎の結果を2016年度からホームページで、また科目毎の結果を2017年度から学生へ開示している。</p>	<p>授業評価の回収率の改善を目指して実施方法を検討する。また、新カリキュラムの開始に伴い、新しく始まる授業の評価も行う必要がある。より多くの授業に対する意見を得て、授業改善に繋げる。</p>	<p>学生から得られた授業評価に対する返答や開示の方法について検討する。また、教員間の授業評価結果を授業改善に活用できているか、前年度の結果との比較を行い評価していく必要がある。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】 教育要項、講義計画表、シラバス、
 学校ホームページ、
 授業評価アンケート調査実施及び結果資料
 卒業後5年後のアンケート調査実施及び結果資料
 第三者による授業評価後の振り返り資料（自己評価委員会のLANDISK）
 授業計画書
 教職員会議議事録、カリキュラム委員会議事録
 キャリアビジョン教育プログラム資料

点検中項目【3-10】 成績評価・単位認定等

3-10-1 成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
3-10-1-①	<p>成績評価基準を学則等で明確に定め、教員はその基準にしたがって成績評価、修了の認定を適正に行う必要がある。 成績評価の基準を適切に運用するため客観性・統一性を確保するための会議の設定等も必要である。 成績評価基準は学生に明示する必要がある。また、入学前の履修、他の教育機関の履修の認定について、学則等の規定に基づき、適切に取扱わなければならない。</p>	<p>成績評価の基準について、学則等に規定するなど明確にし、かつ、学生等に明示しているか</p> <hr/> <p>成績評価の基準を適切に運用するため、会議等を開くなど客観性・統一性の確保に取組んでいるか</p> <hr/> <p>入学前の履修、他の教育機関の履修の認定について、学則等に規定し、適切に運用しているか</p>	3.9	<p>成績評価の基準に関しては、学則第19条に定めており、教育要項に掲載し学生等に明示している。また、科目毎の成績評価方法・基準に関しては、シラバス内に評価項目と割合について明示している。臨地実習における各看護学の成績評価については、会議において、客観性・統一性が確保できる評価内容・方法を検討している。 卒業の認定に関しては学則第22条、卒業要件については細則に掲載し学生が確認できるようになっている。 大学・短期大学・専修学校で修得した科目の単位認定に関しても規定を設定し、教育要項の細則に明示したうえで運用している。</p>	<p>単位習得の基準は講師の裁量が現状であり、難易度に差がある。</p>	<p>まずは、内部教員での到達レベルの基準設定を行う。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 内規決定事項集、教育要項、臨地実習要項 単位認定会議資料、卒業判定会議資料 科目別単位一覧表、成績表綴り</p>
--

点検中項目【3-11】 資格・免許の取得の指導体制

3-11-1 目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-11-1-①	<p>学科毎に取得目標とする資格・免許をできるだけ具体的かつ明確に定める必要がある。</p> <p>取得目標としている資格・免許の内容・取得の意義について明確にしているか</p> <p>資格・免許の取得に関連する授業科目、特別講座の開設等について明確にしているか</p>	3.8	<p>取得できる資格および免許については、学校案内パンフレット・ホームページには、掲載されているが、教育要項には取得できる称号の掲載に留まっている。</p> <p>免許の取得に必要な授業科目については教育要項に単位数・科目名等明示し、特別講座に関しては、学年毎に年間講義計画に明示している。</p>	<p>教育要項に取得できる資格・免許を掲載する必要がある。</p>	<p>教育要項に取得できる資格・免許を掲載する。</p>

3-11-2 資格・免許取得の指導体制はあるか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-11-2-①	<p>目標となる資格・免許の取得を支援、指導するためには、授業科目での指導に加え、有効な指導方法や指導体制を構築し、補習やグループ学習指導、特別講座などの実施に取組む必要がある。</p> <p>また、国家試験に不合格の卒業生の資格試験への再チャレンジに関しても指導が継続できるような体制づくりも望まれる。</p> <p>資格・免許の取得について、指導体制を整備しているか</p> <p>国家試験に不合格者の卒業生への指導体制を整備しているか</p>	3.7	<p>1・2年次から担当教員による国家試験対策学習会および専門業者の特別講義を教科外カリキュラムとして実施している。</p> <p>3年次からは、看護師免許取得のための国家試験に対する指導体制を更に強化し、特に成績下位層の学生には担当教員を設定し学習支援をしている。予備校講師による特別講義・教員による強化講義を実施している。</p> <p>国家試験不合格者に対しては、模擬試験・強化講義への参加に関して情報提供している。国家試験受験手続に対する情報提供も行っている。</p>	<p>1・2年次の国家試験対策に関しては、各学年担当教員に委ねられている部分が大きいが、国家試験合格率100%に向けて、全教員で3ヵ年計画を検討する必要がある。</p>	<p>入学年度の学生像に合わせた3ヵ年の国家試験学習計画を全教員で立案する。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 教育要項、シラバス、講義計画表、 国家試験対策会議資料、国家試験ガイダンス資料 国家試験不合格者（既卒生）に対応に関する資料 合格実績・合格率 （推移、全国と平均との比較表等において水準や取組結果との関連資料）</p>

点検中項目【3-12】 教員・教員組織

3-12-1 資格・要件を備えた教員を確保しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-12-1-①	教員に求める資格・要件には、教授内容に関する専門性と技術に関する専門性がある。 また、授業を通じて学生の人間性を涵養することも求められている。 国家資格・免許取得を目標とする学科においては、授業を担当する要件として、当該資格や関連資格を有することが義務付けられている。 その他の学科においても、それぞれの授業科目を担当するための資格・要件は明確にし、要件に適合した教員を確保することが必要である。	授業科目を担当するため、教員に求める能力・資質等を明確にしているか	3.0	<p>授業科目を担当するための、教員に求める能力・資質は明確になっていない。</p> <p>授業科目を担当する教員に求める必要な資格として、臨床での実務経験があり、看護師免許及び、専任教員養成講習を修了、または大学において教育に関する科目を4単位以上修了もしくは、修了見込みとしている。</p> <p>教員ラダー評価にて年に2回、自己・他者評価をしており、到達すべき能力・資質が明確になっている。</p> <p>教員採用において、近畿大学病院と連携し人材を確保している。</p> <p>専任教員の設置基準は満たしているため、採用計画・配置計画は定めていない。教育効果を踏まえて、人材確保の検討を行っている。教員の募集、採用手続の規定については近畿大学病院の職員課が担い、明確に定められている。昇格措置についての規定は明確に定められていない。</p> <p>一人あたりの授業時間数は毎年計算し、把握している。</p>	<p>担当する授業科目や教員としての必要な能力・資質を明確にし、高める必要がある。</p> <p>担当する授業科目や教員としての必要な能力を高めるための、研修計画を立案する。</p>
		授業科目を担当するため、教員に求める必要な資格等を明示し、確認しているか			
		教員の知識・技術レベルは、医療界のレベルに適合しているか			
		教員採用等人材確保において、関連業界等と連携しているか			
3-12-1-②	<p>教員採用手続は、規程等で明確化し適切に運用しなければならない。</p> <p>また、教員は専任・兼任（非常勤）の配分について設置基準等に基づき適切に採用し、一人当たりの授業時数などを考慮し人事配置を行わなければならない。</p>	教員の採用計画・配置計画を定めているか			
		専任・兼任（非常勤）、年齢構成、男女比など教員構成を明示しているか			
		教員の募集、採用手続、昇格措置等について規程等で明確に定めているか			
		教員一人当たりの授業時数、学生数等を把握しているか			

3-12-2 教員の資質向上への取組を行っているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
3-12-2-①	<p>教員の専門性、特に実務卓越性は、その教員が関連業界等での実務歴により培われる。教員になってからの期間が長ければ、業界等の最新の知識・技術に疎遠になり、その結果として、専門性が陳腐化することもありうる。学校としては、教員の専門性の質が低下しないように配慮する必要がある。</p> <p>実践的な職業教育機関として、実務経験を基盤とした専門性に優れた教員の採用や資質の向上には関連業界等との連携が不可欠である。</p> <p>教員の専門性を向上させるためには、現状の能力等を適切に評価し、改善点を明確にした上で、適宜研修等による育成策を実施しなければならない。</p> <p>また、専門性の確保とともに、教員の教授力(インストラクションスキル)の向上も重要であり、基礎的な研修の実施とともに授業観察を行うなど現状を把握した上で必要な指導を行わなければならない。</p>	<p>教員の専門性、教授力を把握・評価しているか</p> <p>教員の資質向上のための研修計画を定め、適切に運用しているか</p> <p>関連業界等との連携による教員の研修・研究に取組んでいるか</p> <p>教員の研究活動・自己啓発への支援など教員のキャリア開発を支援しているか</p>	3.0	<p>教員の教授力の把握・評価は、学生による授業評価(講義・実習)を行っている。また、教員の経験年数や看護学を考慮した少人数のグループ編成のもと授業研究を実施し、報告会を行っていたが、コロナ禍により実施できていない。</p> <p>新任教員に対しては、教務部長が教育課程や講義構築の進め方などについて研修している。</p> <p>教員のキャリア支援は、教員個々の申し出により、勤務や業務を調整している。また、各教員は専門性を向上させるために、主体的に研修や学会参加に取り組んでいる。学校内での系統的な研修プログラムを作成するために、教員研修委員会による教員の資質向上のための研修の企画している。</p>	<p>教員の資質向上のために、経験年数に応じた研修プログラムを企画する必要がある。</p>	<p>経験年数に応じた研修プログラムを計画・立案する</p>

3-12-3 教員の組織体制を整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
3-12-3-①	<p>教員組織において、業務分担や責任体制は規程等に明確に定めなければならない。 教員は教育面でも管理運営面でも、他の教職員と協力し、教育の質を高める努力をしなければならない。 そのため、学科毎に、授業科目担当間などにおいて連携・協力体制を構築し、授業内容・教育方法の改善に関する組織的な取組が求められる。 また、専任教員間の連携ばかりでなく兼任、非常勤教員との間にも連携体制を構築しなければならない。</p>	2.9	<p>教員の組織体制は整備しており、業務分担に関しては、業務内容一覧を作成し、担当業務の内容を明確にしている。令和3年度よりチーム制を導入し、協力体制を強化した取り組みを行っている。 教育の質を高めるため、新たな委員会を立ち上げ、活動を行っているが、委員会規程が定められていないものもあり、2021年度に作成した。 厚生労働省からの「卒業までに到達すべき技術」の内容を網羅できるように、看護学で担っており、講義・演習において、看護学間での協力体制も整っている。 非常勤講師(外部講師)には、初講前に教育目標・講義内容の説明を行っている。 臨地実習では、学生状況や指導方法について非常勤講師と情報共有し、連携・協力を図っている。</p>	<p>チーム制における評価を行い、次年度の改善策を考える。</p>	<p>チーム内での教員の役割の明確化と業務内容の見直し・改善を行う。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】	<p>就業規則、人事規程、給与規程、昇給・昇格規程、人事考課規程(非常勤含む) 採用基準、教員名簿、個人表、自己評価表、看護教員人事評価実施要項 業務分担表、臨地実習フィールド担当表、 教育要項、他教員による授業評価に関する結果資料 教務関係事務組織図(非常勤含む) 教員研修会に関する資料</p>
--------	--

基準4 学修成果

点検中項目【4 - 13】 就職率

4-13-1 就職率の向上が図られているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方針	
4-13-1-①	<p>学生の就職に関する数値として、卒業者数に対する就職者数の割合、就職希望者数に対する就職者数の割合、学科の専門分野に対応する業界・職種への就職者数の割合が挙げられる。またそれぞれの就職率の目標を定め向上に向けた取組みを行う必要がある。関連業界など学生が希望する就職先の求人獲得のための担当部署の設置など組織体制の整備も必要である。学校は就職先、就職者数、就職率といった就職活動の成果に関する情報及びその推移を正確に把握し、学生の就職活動支援の資料として有効に活用しなければならない。</p>	<p>就職率に関する目標設定はあるか</p> <p>学生の就職活動を把握しているか</p> <p>学生の就職状況を把握しているか</p> <p>関連する企業等と共催で「就職セミナー」を行うなど、就職に関し関連業界等と連携しているか</p> <p>就職率等のデータについて適切に管理しているか</p>	3.5	<p>就職率の目標は100%に設定している。学年担当がチーム制になりチームの中で就職活動状況を把握し、就職内定状況及び決定した就職先を、進路状況一覧表を作成し、事務教員間で情報共有し支援している。2年次には、就職活動について、専門業者により就職関連講座を行っている。就職関連の掲示板を作成し、病院の就職案内のパンフレットを自由に閲覧できるようにしている。就職進学先は、年度末までを調査し、入学期別にファイリングしている。</p>	<p>就職活動が早まっている中、学生が希望する就職先に就職できるように早期からの支援と共に、第一志望が不合格になった学生の就職先決定までの継続した支援が必要である。不合格となった学生に対する対応について共通認識する必要がある。</p>	<p>不合格になった学生の対応について共有する。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 過去の卒業生就職者数・就職率データ（指定様式にて作成） 採用試験の受験状況資料 就職対策講座の案内・就職活動を支援するため冊子 関連業界等との連携・協力についての組織、協定等の資料 就職活動に関する面接資料 進路状況一覧表（就職・進学）</p>
--

点検中項目【4-14】 資格・免許の取得率

4-14-1 資格・免許取得率の向上が図られているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
4-14-1-①	<p>国家資格・免許取得を目指す学科においては、特に取得率の目標を明確化し、取得率を向上させるための方策を定め、適切に対応していかなければならない。</p> <p>学生の学習を支援するための特別講座の開講、グループ学習指導、個別指導など様々な取組が必要である。</p> <p>また、学校は資格取得者数、国家試験合格率といった資格・免許取得の成果に関する情報及び推移を正確に把握し、全国水準との比較分析を行い、学生の資格・免許取得の指導方法等の改善のための資料として有効に活用しなければならない。</p>	3.7	<p>看護師免許取得率の目標は100%に設定している。</p> <p>1年次より、模擬試験や専門業者の講師による国家試験対策講座、教員による国家試験に向けての学習会を取り入れている。</p> <p>また3年次には、教員による国家試験に対する集中講義を実施している。さらに、成績状況に応じた国家試験学習会を設けている。3年生のチームで成績下位の学生を担当し、学習状況の把握・指導を行っている。</p> <p>合格実績は、全国の合格率とともに、一覧表にして保管している。国家試験不合格者の学生生活の状況を分析し、指導方法の改善に努めている。</p> <p>年度ごとに、国家試験にむけての学習内容の検討を行い、模擬試験の内容・時期、国家試験対策講座の内容・時期の決定を行っている。</p>	<p>看護師免許取得率の100%を目指す。</p>	<p>入学年度の学生像に合わせた3か年の国家試験学習計画を検討する。</p>
	<p>資格・免許取得率に関する目標設定はあるか</p>		<p>特別講座、セミナーの開講等授業を補完する学習支援の取組はあるか</p>		
	<p>合格実績、合格率、全国水準との比較など行っているか</p>		<p>指導方法と合格実績との関連性を確認し、指導方法の改善を行っているか</p>		

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 合格実績・合格率（推移、全国平均との比較表等において、水準や取組結果との関連が確認できる資料） 過去の各学科の資格取得率データ（指定様式にて作成） 教育要項、ガイダンス資料、講義計画（国家試験対策講座含む） 国家試験対策委員会の会議資料</p>
--

点検中項目【4 - 15】 卒業生の社会的評価

4-15-1 卒業生の社会的評価を把握しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
4-15-1-①	学校の評価は、卒業生の評価に負うところが大きい。卒業生が、卒業後関連する専門分野で活躍することは、教育の大きな成果である。そのため、卒業生の就職先へ状況調査を行うなど実態を把握することが重要である。	1.9	卒業生の就職先の施設に対して卒業後の実態調査は行っていない。卒業生の主な就職先は近畿大学病院であり、実習施設でもあることから、卒業生の就業状況を見ることができ。他の施設へ就職した卒業生については、就職先から提供された情報の把握にとどまっている。今年度は卒業5年の卒業生に対して卒業後の社会貢献に関する調査を実施し、20.6%の回収率であった。 卒業後の業績の把握は、情報が得られた卒業生に限られている。	卒業生の社会的な活躍について継続して把握する必要がある。	就職施設から送付された卒業生の近況報告に対して返信し、その後の状況の把握につなげる。 ホームページの活用を検討する。
4-15-1-②	また、卒業生の研究発表などでの受賞は、教育の大きな成果である。卒業後の様々な業績を正確に把握することは、在校生に対する教育内容・方法の改善にも繋がり、卒業後のキャリア支援の取組にも活用することができる。				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】 卒業生の活躍記事等の印刷物、活躍を紹介した学校案内用印刷物（学校案内等）

基準5 学生支援

点検中項目【5 - 16】 就職等進路

5-16-1 就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-16-1-①	<p>学生の就職活動を支援するため、可能な限り現場体験（インターンシップ）をさせるなど、学生が自らの職業観を確立することができるように、教育課程上において工夫する必要がある。</p> <p>また、一人ひとりの就職活動にきめ細かく対応するため、学校事務や関連業者、担任教員と連携し、就職説明会の開催や個別相談の実施など具体的な活動支援にあたることが望まれる。</p> <p>さらに、学生の就職活動に対しては、履歴書の書き方、面接の受け方など就職活動を具体的に支援する指導が必要である。</p>	3.2	<p>就職などの進路支援は、近畿大学病院の職員課により、2年生全員に説明があり就職活動を支援するための組織体制が整備できているが、それ以外の就職先については、学生個人に委ねられている。教科外活動のキャリアビジョンにおいて、自己の進路について考える機会を設けているが、コロナ禍の影響により、以前のように就職説明会やインターンシップに参加しにくい状況になっている。</p> <p>事務により職員募集案内の掲示を行い、資料は学生の希望に応じて閲覧できるように整備している。</p> <p>学生の就職内定の最終報告は、教員学校事務で共有できているが、就職活動の途中経過については共有できていない。</p> <p>具体的な就職指導については、1年次から接遇マナーや面接の受け方、履歴書の書き方などについて、就職専門業者に依頼し実施している。</p> <p>学年担当が、就職に関する個別の相談に応じ、第一希望の就職先が不合格になった場合や就職が内定しない学生に対して精神面を含めた支援を行っている。</p>	就職が決まらない学生に対して引き続き支援を行う。	就職については、引き続き学年担当と事務で協力して行う。

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 過去の卒業生就職者数・就職率データ 進路状況一覧表（就職・進学） 就職説明会案内の資料 関連業界等との連携・協力についての組織、協定等の資料 ※令和元年度現在、関連業界はマイナビ・ナース専科を使用</p>
--

点検中項目【5 - 17】 中途退学への対応

5-17-1 退学率の低減が図られているか

評価の観点	評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
<p>5-17-1-① 学生の退学の要因は、経済的困難、進路変更、生活習慣等様々である。学校は、可能な限り入学者全員を卒業させるために指導に努め、退学率の低減を図る責任がある。中途退学防止の基本は、学生が入学時に抱いていた学習内容に対する期待に、教育内容・方法で応えることにある。学校は、学生が抱える様々な問題を早期に把握するために学生相談室を設置するなど相談体制を整備し、担任教員と連携し、保護者とも連絡をとり、問題の解決に適切に対応しなければならない。また、入学者数・退学者数・休学者数・在籍者数又は指導記録などを正確に記録し、適切に保存して学生の指導に活用していかなければならない。</p>	3.6	<p>中途退学の個々要因については、退学に至る過程での関わりと退学時面接において把握している。各学年における退学者数は、年度末の単位認定会議で明らかにしている。学生の指導経過記録は、全教職員の共通のソフトウェアで管理している。中途退学の低減に向けては、退学率、ストレート卒業率を算出し、各個人の特性に配慮した指導を行えるよう、学生指導状況を会議で共有している。中途退学防止対策として、心理面の支援対策では、学年担当が面接を行い、必要性や希望があれば、近畿大学病院の教職員相談室の利用を勧め、その後の学校生活での心理面でのサポートを行い、心身の危機状態や欠席が重なり留年が考えられる場合は、本人の安全を考え保護者との連絡をとっている。</p>	<p>中途退学者の要因に応じた、早期対応ができるように教職員全員で共有する。</p>	<p>月2の教職員会議での学生状況の共有と状況に応じて臨時会議を開催し共有や対策を考える。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 各学科の退学者数の過去推移データ（指定様式にて作成） 入学者・退学者・休学者・在籍者過去推移データ 相談体制、退学に至るまでの指導記録に関する資料 （学籍簿・インフォクリッパー内の学生指導状況）</p>

点検中項目【5 - 18】 学生相談

5-18-1 学生相談に関する体制を整備しているか

評価の観点	チェック項目	評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-18-1-①	<p>学生に対する修学支援として、学生相談体制を整備しなければならない。</p> <p>学生相談にあたっては、相談室の設置、専任カウンセラーの配置などの環境整備が必要である。</p> <p>さらに、教職員がカウンセリングスキルを習得することや医療機関と適切に連携を図ることも必要である。</p>	3.2	<p>看護学校専属のカウンセラーは配置していないが、近畿大学病院の教職員を対象としたカウンセラーが、学生相談室として学生のカウンセリングを兼ねている。</p> <p>メンタルヘルスに関する相談については、入学時に学生相談室の利用方法について説明している。また、学生から相談を受けた教員は学生相談室につなぎ、個別の対応を行っている。学生指導状況記録には、学生相談室につないだことを記載している。</p> <p>学生の生命に関わる事象が生じたときは、関連医療機関との連携をはかり学生の安全の確保に努めている。</p>	<p>教育要項に、学生カウンセリング担当者が記載されているが、学生相談室の利用方法を明示し周知する必要がある。教員を介した相談方法になっているため、スクールカウンセラーを配置するなど、教員を介さずに相談できるシステムの検討が必要である。</p>	<p>教育要項の学生の健康管理の欄に、学生相談室の利用方法について記載する。教員を介さずに学生が相談できるシステムをつくる。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 学生相談体制を確認する資料（教育要項、学生相談室規則、専門相談員等の配置等） 相談室内など学生への周知用の印刷物やプリント</p>

点検中項目【5 - 19】 学生生活

5-19-1 学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-19-1-① 学生の修学支援として経済的側面に対する支援が必要である。 経済的側面の支援として、独自の奨学金制度の創設や公的奨学金制度の案内・相談などに適切に対応する必要がある。 また、大規模災害の発生時に対する支援制度や学費の分納制度を整備することが望まれる。	附属病院独自の修学金制度を整備しているか	3.5	<p>近畿大学病院の修学金制度により、2年次から2年間の貸与であり、希望者の貸与率は60%であり、年々貸与率が減少していることに伴い、貸与希望者が減少している。</p> <p>学費の分割納付制度は、教育要項に掲載し学生・保護者に対して情報提供を行っており、学生からの申請により活用が可能である。</p> <p>大規模災害発生時には、近畿大学の学生健保共済会による支援制度があり、災害発生時には学生全体に呼びかけをしている。</p> <p>経済的支援制度としては、日本学生支援機構の奨学金制度の活用、2020年度より公的支援制度の中でも「高等教育修学支援新制度」の利用が可能になった。入学案内と入学式後の保護者説明会にて、経済的支援制度の情報提供を行っている。</p> <p>2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大への経済的支援として、近畿大学校友会から一人暮らしの希望者に対して、食材の無償提供が行われた。</p> <p>全ての経済的支援制度の利用については、学年担当・事務が窓口になっている。</p>	近畿大学病院の修学資金制度の内容を事務と相談し検討する。	近畿大学病院の修学資金制度が学生の経済支援にどれくらい影響しているのか、また受験者数に影響しているのか調査する。
	学費の分割納付制度を整備しているか				
	大規模災害発生時に対応する支援制度を整備しているか				
	全ての経済的支援制度の利用について学生・保護者に情報提供しているか				
	公的支援制度も含めた経済的支援制度に関する相談に適切に対応しているか				
	全ての経済的支援制度の利用について実績を把握しているか				

5-19-2 学生の健康管理を行う体制を整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-19-2-①	学校には、学校安全保健法に基づき計画の策定や健康診断等が義務づけられている。 急病、事故による怪我などへの対応のため、静養室の設置や保健担当者の配置、近隣の医療機関との連携などの体制整備も求められている。 また、学生生活を健康に過ごすための啓発教育も必要である。	学校保健計画を定めているか 学校医を選任しているか 静養室を整備し保健担当者を配置しているか 定期健康診断を実施して記録を保存しているか 有所見者の再健診について適切に対応しているか 健康に関する啓発及び教育を行っているか 心身の健康相談に対応する専門職員（保健担当者含む）を配置しているか 近隣の医療機関との連携はあるか	3.9 学校保健法に基づき、健康診断計画立案・実施している。また、実習病院の規定により、感染症に関して4種抗体とHBs抗体・結核感染診断を検査している。結果を把握した上で、予防接種を課している。実施した内容については記録を保管している。 校医・保健担当教員を選任しており、校内に静養室を整備している。健康診断の結果については、校医に報告し指示を受けて医療機関を受診している。受診結果は、校医に報告し学校で保管している。 学校の特殊性から、学生の健康に対する意識を常に高く持つための働きかけを行っている。2020年度から新型コロナウイルス感染症拡大を予防するために、環境を整えと共に、学生の健康管理について注意喚起を行っている。2021年度は希望学生に対してコロナウイルスに対するワクチン接種を行えるように相談や対応を行った。また、コロナウイルス感染者発生時や濃厚接触時の相談・対応を速やかに行い、継続的に支援した。 心身の健康相談については、5-18参照 近畿大学病院以外の近隣の医療機関と特別な連携は、図っていない。	現在の方法を維持し、常に学生が自己の健康管理意識を高く持てるように学生の健康管理に努める。	学生が健康管理意識を高く持てるように、引き続き教育する。

※学校保健計画＝学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項を定め実施しなければならない。（学校保健安全法第5条専修学校に準用）

5-19-3 学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-19-3-①	学生の修学支援として、遠隔地から就学してくる学生に、専用の学生寮や指定寮を設けることによって、安全で衛生的、かつ、快適な生活環境を確保することは、保護者の不安を解消するとともに、学生が学習に集中できるようにする点で、学校にとって意義が大きい。 学生寮等の管理体制や生活指導について明確にし、適切な運用をする必要がある。	遠隔地から就学する学生のための寮を整備しているか 学生寮の管理体制、委託業務、生活指導体制等は明確になっているか 学生寮の数、利用人員、充足状況は、明確になっているか	3.3 寮母・寮監が常駐する学生寮を設置しているが、入寮できなかった学生に対して学校から近隣の業者を紹介している。寮の管理については、寮母からの情報提供および学生による自治活動の報告を受け、生活指導をしている。入寮している学生の数・使用状況について明確にしている。 学生寮は、臨地実習期間中は、申請により一時的に利用可能な制度を設けている。また、災害時なども申請により利用可能としている。 学生寮は台所、お風呂、トイレと共有スペースが多く、現代の若者のニーズと一致せず途中退寮者も増えている。また老朽化も問題になっている。	学生寮が、令和4年度で終了になるため、経済的負担が増す。	一人暮らし支援などの対策を検討する。

5-19-4 課外活動に対する支援体制を整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-19-4-①	<p>学生にとって、学習面ばかりでなく、課外活動への参加することにより、充実した学生生活を送ることができる。</p> <p>少ない空き時間ながら課外活動に勤しむ学生も多く、学校は課外活動に関する学生の要望を把握し、快適で充実した学生生活が送れるよう支援すべきである。</p>	クラブ活動等の団体の活動状況を把握しているか	3.1 医学部との連携により、コロナ禍であるため、入部できる学生の制限があり、学生に周知徹底の上、入部届の提出を義務づけた。コロナ以前は、クラブ活動については、入部後「入部届」により、活動日などの活動状況を把握をし、合宿、校外試合の参加については「行事参加届」の提出により把握していた。	コロナ禍において、部活動については、確実な届出が必要になったが、現状による活動の許可であるため、引き続き学生の入部・休部・退部状況への確認が必要である。	医学部と連携し、入部届、行事参加届、休部・退部届などの提出により活動状況の確認を状況に応じて学年毎で把握する。

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学金制度に関する規程等 修学金の貸与者名簿 学生・保護者等用案内印刷物 学則、学納金の取扱いに関する規程・要綱、学費分納制度に関する学生・保護者向け案内 学校保健計画書（健康診断や健康に関する指導などについての実施計画書） 健康管理体制が確認できる資料 （学校医の選任、静養室の設置、健康診断の実施、相談体制の確立等） 健康診断の実施記録、スケジュール、有所見率、二次健診の実施内容 学則・学生寮の規程（教育要項）、使用に関するルール、学生・保護者向寮案内 学生寮等の管理内容を示す資料（協定、契約書等資料） 課外活動（クラブ活動）の活動実態が確認できる資料 課外活動を紹介を学内外に紹介した資料（学校案内・学校ホームページ）
--

点検中項目【5 - 20】 保護者との連携

5-20-1 保護者との連携体制を構築しているか

評価の観点	評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
<p>5-20-1-①</p> <p>学修支援、生活指導の面での問題解決にあたっては、保護者との連携が不可欠である。学校は保護者に十分情報を提供するため保護者会の開催、学校行事の案内、個別面談の機会提供など適切に対応する必要がある。また、災害時等における緊急連絡体制の確保も重要である。</p>	<p>3.2</p>	<p>2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、入学式・宣誓式に保護者の出席はできなかったが、別日にオンラインによる保護者説明会と資料配布を実施した。</p> <p>学年末には、全学生の保護者に成績通知表を送付している。それとともに、1.2年次の成績下位学生の保護者には、学習・生活状況を同封し情報提供をしている。学年担当は、必要に応じて成績や学生生活上の問題について保護者に電話連絡を行い、希望に応じて個別面談を実施している。学生・保護者との面談及び電話連絡の内容については、学生指導記録に残している。</p> <p>緊急時の連絡が取れるように、学生から2か所の連絡先を確認している。ポータルシステムにより、保護者への個人連絡ができるようになった。</p> <p>災害時における学生の安否確認や緊急時の連絡体制は、ポータルシステムを活用し状況の把握ができるように整えている。</p>	<p>状況に合わせてオンライン保護者説明会の開催を継続する。</p> <p>災害時における緊急連絡体制について、保護者に周知徹底しておく必要がある。保護者全体に向けてのポータルシステム活用方法を検討する。</p>	<p>オンライン保護者説明会の開催後にアンケート調査を行い、保護者のニーズを確認する。オンライン保護者会においても、災害マニュアルの説明を行い、災害時連絡方法の周知をはかる。保護者全体に向けての出席状況・成績通知などポータルシステムの活用方法を検討する。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <p>式典案内（入学式・戴帽式・卒業式の開催資料） 保護者説明会開催資料、保護者説明会後のアンケート集計結果 保護者面談の記録（学生生活指導記録） 学年末の成績通知表および修学状況通知 学生別単位未修得一覧 模擬試験結果 災害時緊急連絡表</p>
--

点検中項目【5 - 21】 卒業生・社会人

5-21-1 卒業生への支援体制を整備しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-21-1-①	同窓会を組織し、あるいは、自発的な同窓会組織を支援することは、同じ学校の卒業生としての一体感を維持することに役立つ。その一体感は無形の力となって、様々な面で学校のステイタスの向上に繋がる。 卒業後にキャリアアップについての相談に応じ、適切なアドバイスを与えるなどきめ細かな対応は、学校と学生の上に信頼関係を築くためにも重要なことであり、組織的な対応が望まれる。	2.4	同窓会は、近畿大学の校友会と看護学校の協力が組織されている。活動状況は、式典への協力等で把握できている。 再就職・キャリアアップについては、卒業生が来校した際に対応している。卒業生の図書室の利用は可能であるが、活用頻度は少ない。 卒業生交流会は、コロナ禍により2020年度はオンラインで実施したが、数名の参加であり、2021年度は実施しなかった。	図書室の利用方法について、ホームページに掲載し卒業生が利用しやすい環境を整える必要がある。	図書室の利用方法をホームページに掲載する。
	同窓会を組織し、活動状況を把握しているか				
	再就職、キャリアアップ等について卒業後の相談に適切に対応しているか				
	卒業後のキャリアアップのための講座を開講しているか				
	卒業後の研究活動に対する支援を行っているか				
	卒業後の交流会を開催し、活動状況を把握しているか				

5-21-2 関連施設による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
5-21-2-①	卒業後のキャリア形成支援等に取り組むことは重要であり、実践的な職業教育機関として関連施設等と連携して、社会人の再教育プログラムを開発・実施することは、卒業生及び社会人の学びに対する支援となり意義のある取組である。	1.6	職業教育機関として、再教育プログラムについては関連施設・職能団体等と共同開発できていない。 卒業後のキャリア形成支援としては、実習施設と年1回教育に関するテーマで合同研修会を催している。2021度はオンラインで実施した。 関連施設からの要請に応じて、講義の聴講や講師として協力し連携を図っている。	研修方法（会場・内容）を検討し実習施設と協力しながら、年1回の合同研修会を継続する。	コロナ禍の状況をみながら、研修会場や方法を検討し、研修会での学びを共有し学生指導に継続できるようにする。
	関連施設・職能団体等と再教育プログラムについて共同開発等を行っているか				
	学会・研究会活動において、関連施設等と連携・協力を行っているか				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 プラムカフェミーティング関連資料 （実施計画表・案内状・各施設への依頼文章） 同窓会「礎」の入会案内・会則</p>

基準6 教育環境

点検中項目【6-22】 施設・設備等

6-22-1 教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか

評価の観点	評価の観点	評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
6-22-1-①	<p>学校の施設・設備等は、関連法令等の基準を遵守し、教育上の必要性に十分対応していなければならない。また、学生が安全に、快適に学習に専念できるよう施設・設備等のバリアフリー化を図ることも求められている。</p> <p>また、施設・設備等は、日常的な管理に加え、老朽化等に備えて適切なメンテナンス体制を整備しておくなければならない。施設・設備等は更新・改修計画を策定し、計画に基づいて適切な時期に改築・改修・更新を行わなければならない。</p> <p>施設・設備・機器類等は設置基準、関係法令に適合し、かつ、充実しているか</p> <p>図書室、実習室など、学生の学習支援のための施設を整備しているか</p> <p>図書室の図書は専門分野に応じ充実しているか</p> <p>学生の休憩・食事のためのスペースを確保しているか</p> <p>施設・設備のバリアフリー化に取組んでいるか</p> <p>手洗い設備など学校施設内の衛生管理を徹底しているか</p> <p>卒業生に施設・設備を提供しているか</p> <p>施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等について適切に対応しているか</p> <p>施設の改築・改修、設備の更新の計画を策定し、適切に実施しているか</p>	3.2	<p>指定規則に基づき施設・設備・教育用具等を配備・設置し、定期的に点検し修繕・補充などを行っている。</p> <p>2021年度は、電子教科書の導入に伴い、看護学科棟・助産学科棟それぞれのwifi環境を整備した。</p> <p>学生の登校は、コロナ禍のため各教室の学生収容定員数を通常の半分以下とした。更にオミクロン株の流行により2mのソーシャルディスタンスを確保した教室環境を整え、講義や実習、行事を行ってきた。</p> <p>学生の学習環境を整えるために、教員がオンラインと対面講義を組み合わせながら、感染状況に応じて教室の配置をしている。</p> <p>図書室には司書が常駐している。年間の予算が組まれており、専門分野の図書の充実も図っている。近畿大学医学部の図書館の使用も可能である。また卒業後も図書室の使用ができる。図書室前の掲示場所に医学書・看護書だけでなく、新規図書など蔵書の紹介を行っている。</p> <p>実習室は授業外で自主的に使用できる環境を整えているが、現在、コロナ禍のため、実習室の使用を制限している。この他、学生の学習支援のために予算内で必要な物品を検討して、充実を図っている。</p> <p>昼食場所では、パーテーションの使用し熟食を徹底している。</p> <p>助産学科棟は自動ドア・エレベーター・車いす用トイレの設置がなされているが、看護学科棟には設置されていない。</p> <p>各トイレの手洗いは自動水栓となっており、手指消毒剤を配置し、給水設備は定期的に塩素消毒を行い、清掃担当者が衛生管理に努めている。また害虫駆除については定期的に行われている。</p> <p>施設の定期点検・整備計画・に関する資料に沿って、適切に対応している。</p> <p>施設の改築改修に関しては建物の老朽化には適宜対処している。</p>	<p>コロナ収束後、学校敷地内に休憩・食事のためのスペースを確保する必要がある。</p>	

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】	<p>棚卸報告書（機器備品一覧・棚卸資産内訳書）</p> <p>図書の一覧・棚卸一覧</p> <p>施設・設備の改築・改修・更新計画と実施状況に関する資料</p> <p>施設管理・運用についての職員配置状況の資料資料</p> <p>メンテナンス契約書（日経サービス：オネスト、司書・セコム・ダスキン）</p> <p>施設の定期点検・整備計画・消防点検に関する資料</p>
--------	---

点検中項目【6-23】 学外実習・インターンシップ等

6-23-1 学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
6-23-1-①	<p>学外実習（臨地実習・他施設での実習）・インターンシップ・海外研修等については、教育課程上の位置づけを明確にし規程やマニュアルを定めるなど、実習機関等と連携し、十分な成果が上がるよう、教育体制・環境を整備する必要がある。特に実践的な職業教育を行う専門学校にあっては、関連する業界等と連携して研修等を行い実務経験を積むことは意義がある。</p>	2.9	<p>学外実習等について、教育要項・臨地実習要項を作成し、意義や教育課程上の位置づけ、目的および成績評価基準を明確にしている。</p> <p>学外実習の実施方法については、臨地実習要項に総括的な内容を掲載するとともに、実習の領域に応じて必要なマニュアルを要項として整備している。しかし、インターンシップは学生個人に委ねており、海外研修は実施していない。</p> <p>実習指導に関する教育研修は、近畿大学病院の看護部と話し合いのもと毎年企画し、臨床実習指導者と教員を対象に合同研修を実施している。2020年以降、オンライン研修を取り入れ継続している。近畿大学病院の新任実習指導者研修に関して、企画・講師・ファシリテーターとして協力している。</p> <p>実習機関との連絡・協議については、定期的に会議を開催しており、また実習ごとに指導者と担当教員間で随時連携している。</p> <p>授業の一環として外部施設で実習を行う場合は、事前に実習内容についての打ち合わせを行い連携を図っている。</p> <p>実習における教育効果の確認については、臨床実習ごとに学生による授業評価を実施し、実習の指導体制の課題抽出を行い、指導者・教員間で共有し、改善に努めている。また、看護技術の経験状況・到達度に関して調査結果に基づき、学生の看護技術の実践向上につながる指導方法について検討している。</p> <p>近畿大学医学部との合同学園祭を実施しており、学生主体で運営を行うことで、医学部生や看護学生間の協力姿勢や主体性を培っている。（2021年度は一旦停止）</p> <p>式典の会場が学校内に変更になったことに伴い、学生有志による校内の飾りつけが行われるようになった。</p> <p>行事案内については、保護者や実習施設の関係者に適宜式典の案内をしている。2020年度以降、保護者の参列を中止している。</p> <p>また、学校のホームページを通して、行事予定を配信している。</p>	<p>学校行事においては、教員が企画・運営していることが多いため、今後は学生が主体的に参画できることを模索していく必要がある。</p>	<p>学校行事の企画の段階から、学生も参画し、学生の意見を取り入れる。</p>
6-23-1-②	<p>学外実習・インターンシップ・海外研修等について、実績を分析することによって、現状を改善し、より教育効果の高い学外実習等の実施体制を構築する必要がある。</p>		<p>学外実習の教育効果について確認しているか</p>		
6-23-1-③	<p>学園祭等の学校行事に企画段階から学生に積極的に参画させることを促し、学生の社会性を育むことは重要なことである。また、これらの取組を通して、学生と教職員、学生相互の連帯感を醸成することができる。</p>		<p>学校行事の運営等に学生を積極的に参画させているか</p> <p>卒業生・保護者・関連業界等、また、学生の就職先に行事の案内をしているか</p>		

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】 教育要項、基礎看護学実習Ⅰ実習要項、臨地実習要項、臨地実習要項（在宅看護論実習）、臨地実習要項（精神看護学実習）、幼稚園・保育所実習ガイダンス資料
 老寿サナトリウム見学実習ガイダンス資料
 臨床実習運営会議議事録、臨床実習指導者会議議事録、実習依頼公文書
 学園祭の案内に関する掲示物
 大阪府訪問看護学生インターンシップ計画書

点検中項目【6 - 24】 防災・安全管理

6-24-1 防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
6-24-1-①	<p>大規模な災害に備え、学校は、学生及び教職員の安全を第一に考え、防災に対応する責任者を指定し、各種防災訓練を実施しなければならない。災害時等の行動・対処に関し、学生へ明確に指示をする必要があるため、マニュアルを定め、様々な面からの防災体制を整備しなければならない。</p>	<p>学校防災に関する計画、消防計画や災害発生時における具体的行動のマニュアルを整備しているか</p> <p>施設・設備の耐震化に対応しているか</p> <p>消防設備等の整備及び保守点検は法令に基づき行い、改善が必要な場合は適切に対応しているか</p> <p>防災（消防）訓練を定期的に行い、記録を保存しているか</p> <p>備品の転倒防止など安全管理を徹底しているか</p> <p>教職員・学生に防災研修・教育を行っているか</p>	2.9	<p>防災に対応する責任者を定め、学校防災、消防については、年に2回計画的に実施している。携帯用災害マニュアルを作成し、教職員・学生が常に確認して災害時の行動ができるようにしている。</p> <p>看護学科棟は1976年に設立であり、新建築基準での建設ではない。</p> <p>消防設備等の整備及び保守点検は専門部署により、半年ごとに実施している。改善が必要な場合は適切な対応がされている。</p> <p>防災訓練の記録は、近畿大学病院の総務課を通して消防署に提出され、学校にも保管している。</p> <p>備品の転倒防止については、2020年度に学生ロッカー、教務室・実習室のキャビネット、教員ロッカーなどに耐震補強が一部実施されたが、不十分である。</p> <p>災害看護の講義で災害時の行動やトリアージの方法を学生は学んでいる。教職員の防災に対する取り組みは年1回防災訓練があり、年間の役割も決定している。災害時の備蓄確保もできていない。更に、出入口が一方にしかない部屋については避難経路を検討している。</p>	<p>備品における耐震対策を実施したが対策が不十分な箇所があるため、追加の対策が必要である。また、備蓄の確保が必要である。</p>	<p>校内の災害時の危険箇所を確認、補強する。備蓄の確保のスペースを確保する。</p>

6-24-2 学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
6-24-2-①	薬品や針類等危険物の管理を適切に行うとともに、学生の生命と学校財産を加害者から守るための防犯体制を整備するなど学校の安全対策を講じなければならない。特に授業中に発生した事故等への対応については、マニュアルを策定して、教職員はもとより学生に対しても周知徹底しなければならない。	2.9	<p>学校安全計画の策定はないが、学年活動やガイダンス等で、事故防止について説明している。</p> <p>学生には、警察からの申し出による防犯のための講義が不定期ではあるが実施。（最終2019年度実施）（2021年度はコロナ禍のため未実施）</p> <p>管理棟は、個人情報保護のため、警備会社による夜間の管理を依頼している。日中の防犯は、警備担当部署に直接連絡できる非常用ボタンが各建物にあるが配置が悪い。</p> <p>危険物の管理として、未使用の注射針は鍵付きの戸棚に保管し、定期的に確認している。</p> <p>臨地実習中に発生した、針刺し事故等に対しては、病院のマニュアルに沿って対応している。</p> <p>学生は、学生生活における保険と臨地実習等の医療における保険に加入している。事故が発生した場合は、事故の種類に応じて、担当者が対応している。</p>	<p>現在行っている学校安全計画の策定に向けて、現状を明確にする。</p> <p>教職員・学生が、突発的な生じる事象に対応できる力をつける必要がある。</p>	<p>学校安全計画を全教員で確認できるように文書化する。</p> <p>安全管理における自衛対策について、考える機会を設ける。</p>
6-24-2-②	学外実習、海外研修時等の災害及び事故については、対処方法を適切に定め、教職員や学生に対して周知徹底しなければならない。また、万が一事故が起きてしまった場合に備えて、保険加入等の適切な処置を講じておかなければならない。		<p>担当教員の明確化など学外実習等の安全管理体制を整備しているか</p>		

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 自衛消防訓練計画表、自主訓練結果報告書、自主訓練チェック表、 自衛消防訓練通知書、看護専門学校自衛消防隊一覧表 災害時の対応マニュアル 災害時緊急連絡表 セコム契約書 学生保険加入書（一般財団法人職業教育・キャリア教育財団） 感染症関係ファイル</p>
--

基準7 学生の募集と受入れ

点検中項目【7 - 25】 学生募集活動

7-25-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方針	
7-25-1-①	<p>学生募集において、接続する教育機関である高等学校等へ、教育内容・方法等教育活動の情報提供を積極的に行う必要がある。具体的には、高等学校等が主催する進学説明会に積極的に参加したり、教員向けの入学説明会を開催することにより、学修成果も含め詳細な説明を行うことができる。</p>	<p>高等学校等における進学説明会に参加し教育活動等の情報提供を行っているか</p> <p>高等学校等の教職員に対する入学説明会を実施しているか</p> <p>教員又は保護者向けの学校案内等を作成しているか</p>	3.2	<p>高等学校の教職員に対する入学説明会は、進学相談会で個別対応を除いては、行っていないが、塾、予備校に関しては、資料持参のうえ、個別で説明を行っている。今後、学生募集企画業者との連携を図り、高等学校の教職員に対する説明への参加を検討する。</p> <p>学校案内ほか、入試の傾向と対策、保護者向けリーフレットなど作成し、学校生活や入試制度の情報を提供している。</p>	<p>進学相談会で着席してくださる高等学校等の教職員に対しては、入学説明を行うが、独自の説明会は実施していないので、今後実施に向けて検討する必要がある。</p>	<p>学校HPに「高等学校等の教職員(進路指導教員)」向けのコンテンツ開設を検討する。</p> <p>コロナが収束すれば、大阪府看護学校協議会が開催する高等学校の教員との相談会に参加予定である(現在休止中)。</p>

7-25-2 学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方針	
7-25-2-①	<p>出願受付開始時期は、入学時期に照らして適切な時期から実施しなければならない。</p> <p>都道府県の専修学校等の協会において行っている自主規制に即した募集活動を行うことも専修学校・各種学校全体が社会から信頼を得るために必要なことである。</p> <p>また、志願者からの問合せに対して、担当部署や担当者を定めて適切に対応しなければならない。</p>	<p>入学時期に照らし、適切な時期に願書の受付を開始しているか</p> <p>専修学校団体が行う自主規制に即した募集活動を行っているか</p> <p>志願者等からの入学相談に適切に対応しているか</p>	2.8	<p>出願時期に関しては、協定で定められている適切な時期に開始している。</p> <p>専修学校団体が行う自主規制の確認を行う必要がある。志願者からの入学相談には、学校見学时や電話、メールなどで回答するなど、教職員で対応できる体制を取っている。</p>	特になし	現状維持を図る。
7-25-2-②	<p>募集広報は、誇大な表現を避け、事実を正確に伝えるものでなければならない。</p> <p>就職実績、資格取得実績などの学修成果の掲載内容について学内チェック体制の整備が必要である。</p>	<p>学校案内等において、特徴ある教育活動、学修成果等について正確に分かりやすく紹介しているか</p> <p>広報活動・学生募集活動において、情報管理等のチェック体制を整備しているか</p>		<p>相談会などの質問事項を考慮し、毎年学校案内の内容精査を行っている。</p> <p>学校案内や入試要項などを作成する際は、事務だけでなく、管理職教員にも校正に参加していただき、相互でチェックを行っている。</p> <p>当校の特徴や学習成果をアピールするために令和3年度の学校案内作成は業者を変更した。</p>	特になし	

7-25-2-③	<p>設置学科すべてにおいて入学定員を満たす募集活動をする必要がある。そのため、教育活動の内容を直接紹介する機会である「オープンキャンパス」、「体験入学」などの機会を活用する必要があり、教育活動の特徴について詳細に情報提供ができるよう卒業生の紹介や模擬授業など内容の工夫が望まれる。また、志望者の状況に応じて多様な試験・選考方法を取入れる必要もある。</p>	<p>体験入学、オープンキャンパスなどの実施において、多くの参加機会の提供や実施内容の工夫など行っているか</p> <p>志望者の状況に応じて多様な試験・選考方法を取入れているか</p>	<p>2020・2021年度は、新型コロナウイルス感染症により来校型オープンキャンパスではなく、オンライン型で実施した。2021年度は、在校生による学校紹介などの動画配信やLive配信で在校生とブレイクアウト機能を用いて交流会を実施した。</p> <p>受験対策講座は、感染症予防対策を講じ、オンラインにて2回実施した。また、学校見学は、感染症予防対策を講じ、人数制限を行いながら実施した。</p> <p>しかし、2022年度入試（前3回）の出願数は前年度から約50%減となっており、学生募集活動の抜本的見通しが必要である。</p> <p>面接方法は7年間集団面接を実施している。3回の入試全て同じ面接スタイルで実施しているのは、多様な試験・選考方法とはいえないと考える。</p>	<p>オープンキャンパスについては、学生主体のアイデアを取り入れるなど新たな形のものを検討する必要がある。</p> <p>受験対策講座参加者の受験率についてのデータがないため、今年度実施する際は必要である。</p> <p>集団面接でのデメリットも踏まえ、面接スタイルの検討が必要である。</p>	<p>受験対策講座参加者の受験率を確認し、今後のオープンキャンパスのあり方につなげる。</p> <p>コロナ禍における感染対策を講じながら、オープンキャンパスの時期・方法・内容を考え、参加者を増やすイベントの検討を行う。</p>
----------	---	---	--	---	--

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 学校案内 専門学校の優位性リーフレット</p>

点検中項目【7 - 26】 入学選考

7-26-1 入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
7-26-1-①	入学選考にあたっては、入学選考基準・方法を規程等で明確に定め、募集要項に記載し、適切に運用しなければならない。	3.2	<p>入学選考基準および方法は、学則、入試要項などで明確に定めており、適切に運用している。</p> <p>2021年度以降は面接基準をさらに具体化した。選考の公平性を確保すべく、入試区分ごとに合否判定会議を開催し、最終決定を行っている。入学選考基準を設けており、それに基づき適正に審査した上でを行っている。</p> <p>2022年度の入試に向けて、他校の受験科目の動向やA0入試実施校への情報収集を実施している。</p>	<p>規程を設け適切に運用しているが、優れた人材確保のために看護師としての適性等を見極めることのできる入学選考方法の検討が必要である。</p>	<p>A0入試の検討、および面接方法の見直しを行っている。</p>
	入学選考等は、規程等に基づき適切に運用しているか				
	入学選考の公平性を確保するための合否判定体制を整備しているか				

7-26-2 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
7-26-2-①	入学選考に関する実績等の情報は、正確に把握・記録し、検証の対象となる資料として保存する必要がある。	2.8	<p>合格率を算出し学校HPなどで公表している。また、辞退率の算出も行なっている。専門業者による入学前教育プログラムを実施し、その分析から看護学科の入学者の傾向把握に努める等しているが、十分に活用ができていない。入学者の学力低下を懸念し、学力向上や技術確認の時間をカリキュラムに組み込み、模擬テストなど学年に合わせて行っている。また、授業方法の検討も単元ごとの授業評価の実施しているが、次年度の授業方法・内容については担当講師に委ねている部分がある。</p> <p>学科別募集者数・入学者数予測、財務計画および募集者数予測は中長期予算申請で資料提供しており、毎年整合性を確認している。</p>	<p>ICT教育の充実が求められており、オンライン（Zoom）やオンデマンド配信授業での受講方法への指導が必要である。</p>	<p>教員会議で入学者の傾向を情報共有し、学生対応を検討する。</p>
	また、学科毎に入学者の傾向を十分把握し、授業方法の改善などに活用しなければならない。応募者数、合格者数、入学者数の予測については、財務計画等の策定の基礎数値となることからこれらの予測数値を算出する必要がある。				
	学科毎の合格率・辞退率などの現況を示すデータを蓄積し、適切に管理しているか				
	学科毎の入学者の傾向について把握し、授業方法の検討など適切に対応しているか				
	学科別応募者数・入学者数の予測数値を算出しているか				
	財務等の計画数値と応募者数の予測値等との整合性を図っているか				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学則 入学試験要項 合否判定会議資料 年度別入学試験状況 入学者数一覧、合格率・辞退率推移データ
--

点検中項目【7 - 27】 学納金

7-27-1 経費内容に対応し、学納金を算定しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
7-27-1-①	<p>入学金、授業料、実習費等の学納金は、学科ごとの教育内容、必要経費を基本に算定する必要があり、保護者、学生の経済的状況からくる負担感に対応し、総合的に見て妥当な水準にしなければならない。</p> <p>また、入学際し徴収する金額、入学後に徴収する金額全ての金額を募集要項等に明示しなければならない。</p>	<p>学納金の算定内容、決定の過程を明確にしているか</p> <p>学納金の水準を把握しているか</p> <p>学納金等徴収する金額はすべて明示しているか</p>	4.0	<p>学納金の算定内容、決定の過程については、周辺学校への聞き取りを含め資料として作成し、管理運営会議、本部決裁のうえ決定している。</p> <p>学納金などの徴収金額は、学校HP及び学校案内で内訳を含め明示している。</p>	特になし	現状維持を図る。

7-27-2 入学辞退者に対し授業料等について適正な取扱いを行っているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
7-27-2-①	<p>入学辞退者に対する授業料・施設設備費等についての取扱いは、平成18年度文部科学省通知の趣旨に沿って適正に処理されなければならない。</p>	<p>文部科学省通知の趣旨に基づき、入学辞退者に対する授業料の返還の取扱いに対して、募集要項等に明示し、適正に取扱っているか</p>	4.0	<p>入学辞退者へは、入試要項に手続き方法や学納金返金について明示し、本部決裁のうえ、医学部・病院事務局経理課を通じ、対象者へ適切に返還を行っている。</p>	特になし	現状維持を図る。

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 学校案内 入試要項 入学辞退ならびに学費等返還願</p>
--

基準8 財務

点検中項目【8 - 28】 財務基盤

8-28-1 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策	
8-28-1-①	<p>財務基盤を安定させるためには、中長期的に、安定して入学者を確保するための計画、戦略が必要となる。</p> <p>収入予算から実際の収入状況を定期的に確認しながら、支出のチェックを行い、収支のバランスがとれた財務運営を行わなければならない。累積赤字、単年度の赤字について原因を正確に把握し、その解消に向けた対策を講じなければならない。</p>	<p>応募者数・入学者数及び定員充足率の推移を把握しているか</p> <p>収入と支出のバランスがとれているか</p> <p>貸借対照表の翌年度繰越消費収入超過額がマイナスになっている場合、それを解消する計画を立てているか</p> <p>消費収支計算書の当年度消費収入超過額がマイナスとなっている場合、その原因を正確に把握しているか</p>	2.4	<p>出願者数および入学者数および定員充足率に関しては、過去から遡りつつ、将来予測を中長期計画に明記しており、また、将来的に大規模工事を実施する時は、中長期予測を策定し、財政基盤安定に向けた収支計画を立案している。</p> <p>2022年度入学試験志願者は、前年度から大幅に減少している。高校生の大学志向、看護コース志望の減少などが考えられる。</p>	<p>看護専門学校の貸借対照表の翌年度繰越消費収入超過額はマイナスとなっており、消費収支計算書の当年度消費収入超過額もマイナスになっている。当年度消費収入超過額の原因としては帰属収入で人件費および教育研究経費、管理経費を賄うことができないため、支出経費を削減する必要がある。</p> <p>今後は、広報活動の強化を行い、当校の魅力を伝えていくことで受験者数を上げ、収入を増加する必要がある。</p>	<p>次年度において学生募集費や委託費を削減することで支出を抑える計画を立てる。</p>
8-28-1-②	<p>中長期的に、安定的に学校を運営していくために必要な資産・資金がなければならない。</p> <p>校舎の改築など多額な経費が必要となる場合は、計画的に執行し、設備投資が過大になり財務状況を悪化させないような適切な財務運営が求められる。</p>	<p>設備投資が過大になっていないか</p>	<p>学校法人は、格付投資情報センター（R&I）実施の格付け審査を受けており、数年に渡り、AA（安定的）の評価を得ている。</p> <p>設備投資が過大にならないように収支バランスを把握し、予算編成している。</p>	<p>特になし</p>		
8-28-1-③	<p>負債は返還計画を策定し、学校運営に支障がない範囲で設定し、適切に返還しなければならない。</p>	<p>負債は返還可能な範囲で妥当な数値となっているか</p>	<p>学校法人としての負債は、資金支出合計と負債返済の比率は約0.1%で、年次的に計画し、滞りなく返済している。</p>	<p>特になし</p>		

8-28-2 学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
8-28-2-①	適切な財務運営を行うために、収支状況、財産目録、貸借対照表などについて、分析を行い、主要な財務数値について把握するとともに、全国平均値等の数値を参考にした分析が不可欠である。	3.7	収支状況の把握や学園全体の財務健全化を図るために、事業活動収支などにおいて、毎年財務分析を行い、現状の把握に努めている。	学園全体の収支状況による財務分析を行っており、今後も継続して分析するよう努めていく必要がある。	現状維持を図る。
	最近3年間の収支状況（消費収支・資金収支）による財務分析を行っているか				
8-28-2-②	また、学校及び法人の主な収入は、学生から徴収する学納金であることから、よりよい教育を行うために経費を割くべきで、無駄な経費を省くため、支出面でのチェックを徹底し、全学でコスト管理の考え方を徹底する必要がある。	最近3年間の設置基準等に定める負債関係の割合推移データによる償還計画を策定しているか	支出に関しては、必要性を精査し、医学部・病院事務局の他部門の協力および管理のうえで、適正に行われている。 学校法人が予算委員会を開催し、2016年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている。	財務状況について自己評価し、無駄な経費を省くためのチェックや改善が必要である。	経費が適切に使われているか、より一層チェックを行い、無駄な経費を省き、経費削減に努める。
	キャッシュフローの状況を示すデータはあるか				
8-28-2-③	収支バランス等財務状況や運営について適切に自己評価を行い、改善が必要な場合は、改善計画を策定して、計画の履行に努めなければならない。	コスト管理を適切に行っているか			
		収支の状況について自己評価しているか			
		改善が必要な場合において、今後の財務改善計画を策定しているか			

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 資金収支計算書（法人単位で部門別明細がわかる財務資料） 事業活動収支計算書（法人単位で部門別明細がわかる財務資料） 貸借対照表 財産目録 当該年度の予算書（理事会で承認された予算書） 予算編成規程・予算執行規程・経理規程</p>

点検中項目【8-29】 予算・収支計画

8-29-1 教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
8-29-1-①	<p>予算・収支計画は、短期・中期目標の実現に向けた実行計画に対応したものでなければならず、不適切な予算配分、不要な投資があってはならない。</p> <p>また、学校法人は、予算編成過程や決定過程を明確にしなければならない。</p>	4.0	<p>学園の経営方針に則り、経理規程および予算編成規程に基づき、単年度予算、中長期予算を編成し、理事会・評議委員会を経て決定している。</p>	特になし	現状維持を図る。

8-29-2 予算及び計画に基づき適正に執行管理を行っているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
8-29-2-①	<p>予算は計画に従って執行しなければならない。年度中に予算超過が見込まれる場合は適切に補正措置を執らなければならない。</p> <p>決算の結果、予算と決算に大きな乖離が生じた場合は、原因を把握し、次年度の予算編成に際し、配慮しなければならない。</p>	4.0	<p>予算執行については、経理規程に定められた適切な手続きを経たうえで執行している。</p> <p>また、予算超過が見込まれる場合は、補正予算を編成し、運用している。</p>	特になし	現状維持を図る。
8-29-2-②	<p>予算編成及び執行は、規程等を定め、適切に運用しなければならない。</p>				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <p>資金収支計算書（法人単位で部門別明細がわかる財務資料）</p> <p>事業活動収支計算書（法人単位で部門別明細がわかる財務資料）</p> <p>貸借対照表</p> <p>財産目録</p> <p>当該年度の予算書（理事会で承認された予算書）</p> <p>予算編成規程・予算執行規程・経理規程</p>

点検中項目【8 - 30】 監 査

8-30-1 私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施しているか

評価の観点	評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
8-30-1-① 学校法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき監事による監査を適切に実施しなければならない。監査実施に際しては、責任体制及び会計監査の実施スケジュールを明確に定め実施しなければならない。 監査結果で改善が必要であると指摘された事項に対しては、適切に対応しなければならない。さらに公認会計士等外部専門機関の活用により、監査精度を高める努力をする必要もある。	4.0	私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に監査を実施している。 監査報告書については、本部監査室が作成し、理事会などへ報告を行っている。 本部監査室および外部監査（トーマツ）は、隔年1回実施し、指摘を受けた場合は、改善している。	特になし	現状維持を図る。

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】 監査実施スケジュール 監事による監査報告書 公認会計士による監査報告書
--

点検中項目【8 - 31】 財務情報の公開

8-31-1 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
8-31-1-①	<p>私立学校法の一部改正（平成17年4月より施行）により、財務情報の公開が義務付けられている。</p> <p>財務情報の公開に際して、規程を整備し、適切に対応しなければならない。</p> <p>公開の対象になっている帳票及び事業報告書は適切に作成し、閲覧対象者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>公開方法についてはホームページへ掲載するなど透明性を高めることが望まれる。</p>	4.0	<p>財務公開規程を遵守し、適切に作成している。</p> <p>財務帳票、事務報告書も作成し、学校HPにて公開を行っており、公開記録については、学校HPは不特定多数が閲覧できる環境にあるため、記録は困難だが、紙ベースでの公開は、本部総務部もしくは財務部に記録している。</p>	特になし	現状維持を図る。
	<p>財務公開規程を整備し、適切に運用しているか</p>		<p>公開が義務づけられている財務帳票、事業報告書を作成しているか</p>		
	<p>財務公開の実績を記録しているか</p>		<p>公開方法についてホームページに掲載するなど積極的な公開に取り組んでいるか</p>		

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】</p> <p>法人寄附行為</p> <p>公開した財務書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書）</p> <p>公開状況を確認する資料（ホームページ等）</p>
--

基準9 法令等の遵守

点検中項目【9 - 32】 関係法令、設置基準等の遵守

9-32-1 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
9-32-1-①	<p>学校は、広く社会の信頼を得るため、関係法令や設置基準を遵守しなければならない。さらに遵守することへの方針・姿勢を教職員及び学生に対して周知徹底を図ることが必要であり、そのための啓発教育を実施しなければならない。</p>	2.8	<p>指定規則・看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに則り、文科省に届出をしている。また学則・細則を教育要項に掲載し、学生や保護者、学校関係者へ規則・規定・運用に関する事項を公表している。さらに内規を整備し、学校運営が適切に行えるようにしている。</p> <p>ハラスメント防止に対しては、近畿大学が出している「ハラスメント防止のためのガイドライン」を配付し、「教育要項」にも掲載している。相談窓口も入学時に伝えている。コンプライアンスに関しては、学年担当教員や事務など内容にあった相談が受けられるようにしている。</p>	<p>学生に対するハラスメント防止に関する研修は3年生実習に関連した内容のみ必要時実施しているだけで、1年次からの定期的な研修や指導は行っていない。</p> <p>また、教職員に対しては1昨年度に研修会を行ったが、定期的な実施に至っていない。学内におけるハラスメント対応チャートは以前作成したものがあがるが、改訂が必要である。</p> <p>法令や設置基準に関する研修についても、教員養成講習に委ねている状況である。</p>	<p>ハラスメント、コンプライアンス対応については、1年次だけでなく、学年ごとの指導を検討。</p> <p>教職員に対してはハラスメントに対する定期的な研修を計画。</p> <p>ハラスメント対応チャートの改訂。</p>
	関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか				
	学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか				
	セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか				
	教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか				
	教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 学則、細則（教育要項） 内規決定事項集 会議議事録 ハラスメント防止のためのガイドライン（近畿大学） 指定申請書（文科省提出）</p>
--

点検中項目【9 - 33】 個人情報保護

9-33-1 学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
9-33-1-①	学校は、志願者、学生や卒業生および教職員等について保有する個人情報について、個人情報保護法並びに企業や他の教育機関の適切な対処法等に則って処理しなければならない。	3.6	<p>学校が有する学生の個人情報保護に関する取扱いについては、入試要項、教育要項に定め、学生や受験生に公表している。</p> <p>個人データについては、学籍管理システムを採用し、学校内でしか取り扱えないようになっている。また、同システム内で電子掲示板が使えるようになっているが、学生が閲覧するには、ID、パスワードにて設定が必要であり、その管理についてはガイダンス等で説明している。</p> <p>教員が業務上取り扱う情報についてもUSB管理ではなく、大容量のLAN-DISKを使用し、学外に持ち出せないようにしている。</p> <p>また学生に情報発信する際には、対象学生を選択し、必要のない学生への発信を制限するなどの規定は設けている。</p> <p>SNSを含む個人情報の取り扱いについては、入学時、実習前などガイダンスで指導している。</p>	<p>教職員、学生の倫理観育成に向けての啓発や教育活動実施についての具体的な計画はなく、内容については担当教員が作成している。</p> <p>また教職員への個人情報の取り扱いに対する規定については必要事項が網羅されているか確認が必要である。</p>	<p>学校として統一した啓発、教育内容についての是非について検討。</p> <p>また、教職員の取り扱い規定の内容確認と必要時規定の追加、整理を行う。</p>
9-33-1-②	大量の個人データを蓄積する電磁的記録の取扱いについては、漏洩や紛失などの事故が発生した場合、本人の不利益ばかりでなく学校にとっても信用を失うなど多大な損失となることから、十分なセキュリティ対策を講じる必要がある。				
9-33-1-③	学校が開設したサイトの利用に当たって生ずる、個人情報が盗み見られるなどの特有の事故に対して、学校としてサイトポリシーを定め、学内外に周知するなど万全な対策を取らなければならない。				
9-33-1-④	学校は、個人情報保護の方針と対策を整備し、教職員や学生に対して研修等の方法により、周知徹底と意識啓発を行わなければならない。				

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 個人情報保護方針（教育要項）（個人情報保護規程及び運用状況を確認できる資料） セキュリティポリシー サイトポリシー などの規程類 ガイダンス資料（入学、実習）</p>

点検中項目【9 - 34】 学校評価

9-34-1 自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
9-34-1-①	学校運営活動全体について、自己点検・自己評価を行うために、実施体制を整備し、毎年度、時期を定め、点検・評価を行う必要がある。	2.8	自己評価委員会を設け、前回の結果をもとに毎年改善に向けて活動している。自己点検・自己評価の実施と報告書作成は、2019年度から毎年見直しと作成を行うことになった。	自己評価委員会の活動内容の見直しを図り、実施体制を整備していく必要がある。	毎年度、定期的に点検・評価を実施する。
9-34-1-②	評価結果に基づき、諸活動の改革・改善を適切に行う必要がある。				

9-34-2 自己評価結果を公表しているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
9-34-2-①	自己点検・自己評価の結果は報告書にまとめ、評価結果としてホームページに掲載するなど広く社会に公表することが求められている。	3.2	2019年度にまとめた自己点検・自己評価結果の報告書を2020年度からホームページに掲載した。	評価結果の報告書を継続して公表する必要がある。	評価結果の報告書をホームページに掲載する。

9-34-3 学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行っているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
9-34-3-①	学校運営活動全体について、自己点検・自己評価を行うために、実施体制を整備し、毎年度、時期を定め、点検・評価を行う必要がある。	2.8	2019年度に学校関係者評価委員会を立ち上げ、活動を始めたところである。委員は実習病院の病院長・看護部長、関連企業事務、実習施設の施設長、他大学看護学部教授、窓会会長で構成している。2020年度からは評価委員会の結果をもとに学校改善を行っている。	今後、学校評価委員会による第三者評価を受け、その結果をもとに計画的に学校改善に取り組む必要がある。改善に向けて、教職員および委員会の具体的な示唆が必要である。	アクションプランを具体化し、教員個人、委員会で年間計画を立案し実施につなげる。
9-34-3-②	評価結果に基づき、諸活動の改革・改善を適切に行う必要がある。				

9-34-4 学校関係者評価結果を公表しているか

評価の観点		評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
9-34-4-①	学校関係者評価の結果は報告書にまとめ、評価結果としてホームページに掲載するなど広く社会に公表することが求められている。	3.0	2019年度より自己点検・自己評価結果を報告書をまとめ、学校関係者による第三者評価を実施している。その結果をホームページに掲載した。	引き続き、学校関係者による評価をホームページに公表していく必要がある。	毎年度、評価を受けた結果をホームページに掲載する。

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】
 教育要項
 学校評価報告書
 自己評価委員会議事録
 学校評価規準書
 評価委員構成表、学校評価スケジュール表

点検中項目【9 - 35】 教育情報の公開

9-35-1 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
9-35-1-①	<p>専修学校の教育活動等に関する情報公開については、2007年の学校教育法の改正により、専修学校自らが積極的に情報提供を行うことが義務づけられている。</p> <p>積極的な情報提供に取り組むことは、学生や保護者が適切に情報を得ることができ、また、情報提供を通じて教育活動等の質向上が図られ、専修学校の社会的評価の確立につながるものと期待されている。</p>	2.8		<p>ホームページでは教育内容や学校生活に関する情報を公開しているが、教職員の紹介などが不十分な状況である。</p> <p>オンラインに変更後、保護者説明会実施後のアンケートを実施できていないため、今後はアンケートを実施し結果をふまえて翌年度の内容を検討していく必要がある。</p>	<p>2020年度から運用開始となった修学支援制度の対象校認定に際し、情報公開が要件となっているため、必要な情報の公開を促進していく。</p> <p>保護者説明会後のアンケートを実施していく。</p>

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】
 学校案内
 ホームページ

基準10 社会貢献・地域貢献

点検中項目【10 - 36】 社会貢献・地域貢献

10-36-1 学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
10-36-1-①	<p>専門分野の関連業界等や行政など各種団体と連携し、教育内容・手法の研究・開発に取組み、その成果を教育の質向上のために活用する必要がある。</p> <p>学校が保有する教育資源を活用して国及び各種団体などの委託事業を積極的に受託し、成果を社会全体に還元することは、意義のある貢献である。</p>	1.8	<p>看護における専門分野の関連業界や行政など各種団体、産・学・行政・地域等との連携に関する方針・規程の整備が整っていない。</p> <p>行政からの申し出があれば、対応を検討できる準備はある。教育プログラムの開発・共同研究の実績はなく、現在は、国の機関からの委託研究及び雇用促進事業について積極的に受託していない。</p> <p>学校施設・設備を近畿大学病院主催の「医療安全」「緩和ケア」「メディカルラリー」、その他教育機関主催の「クリティカルケアカリキュラム看護師教育プログラム」の開催のために開放している。しかし、近畿大学医学部・近畿大学病院に関連したものが多く、施設・設備を地域活動に積極的に開放していない。</p> <p>高等学校等が行うキャリア教育での説明に教員の派遣を行っている。また、高等学校の職業教育の一環として要請に応じて看護師育成のための教育について説明を行っている。</p> <p>学校周辺地域の清掃を、数回/年実施していたが、コロナ禍により一旦停止している。</p> <p>新カリキュラムでは、学生が実際に地域と関わる機会を作ることによって地域社会への理解を深めることができる内容を考えている。</p>	<p>当校が有している教育支援について活用できることを発信する必要がある。</p> <p>持続可能な社会を目指した取り組みが必要である。</p> <p>コロナ禍において学校が社会に貢献できることを模索することが必要である。</p>	<p>看護師としての再就職のために日常生活援助の技術練習をすることに対して、場所の開放ができると考える。</p> <p>高等学校の職業教育の一環として施設を開放し、実習室等での体験学習をプログラムし、提供することが必要である。</p> <p>地域の人々の地域交流の場として学校を解放することを考える。</p>
10-36-1-②	<p>正規の課程以外に社会人を対象として生涯学習事業を展開することや高等学校等の職業教育・キャリア教育を支援し、授業の実施に協力することは、社会貢献であるとともに、専門学校等の教育の伸展にも寄与するものである。</p> <p>また、学校の施設設備を職能団体の研究会、卒業生に開放することは、卒業後の研究活動を支援することにも通じ、意義のあることである。</p> <p>さらに、施設・設備を地域活動に開放することにより、地域との連携を密切なものとし、学校運営への理解にもつながることが期待される。</p>		<p>学校施設・設備等を地域・関連業界・卒業生等に開放しているか</p> <p>高等学校等が行うキャリア教育の実施に教員を派遣するなど積極的に協力・支援しているか</p> <p>学校の実習施設を活用するなど高等学校の職業教育の実施に協力・支援しているか</p> <p>地域の受講者等を対象とした「生涯学習講座」を開講しているか</p>		
10-36-1-③	<p>省エネ対策など重要な社会問題の解決に問題意識を持って取り組むことや地域が抱える課題の解決のために学生も参加して積極的に取り組むことは重要である。</p> <p>そのためには、学生・教職員に対し、重要な社会問題に対する問題意識の醸成をはかるための研修の実施が必要である。</p>		<p>環境問題など重要な社会問題の解決するための活動を行っているか</p> <p>教職員・学生に対し、重要な社会問題に対する問題意識の醸成のための研修・教育に取り組んでいるか</p>		

10-36-2 国際交流に取り組んでいるか

評価の観点			評定	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
10-36-2-①	諸外国の学校と連携し、留学生を相互に受け入れ、共同講座の開設し、教職員による共同研究・開発などを行う双方向の国際交流事業に取り組むことは今後の学校の伸展に寄与するものである。	海外の教育機関との国際交流の推進に関する方針を定めているか	1.1	近畿大学を通じて海外の教育機関からの看護教員の留学・見学を受け入れたことがあるが、定例化していない。 現在までに留学生を受け入れたことはない。	留学生の受け入れを促進するために学校が行う教育課程、教育内容・方法等について国内外に情報発信できるような窓口の設置が必要である。	教育のグローバル化が進む中、体系化した教育課程の編成と成績評価の基準と学修成果の明確化が不可欠となっており、教育の水準・質保証と向上、教育に携わる教員の教育力の向上が求められている。
		海外の教育機関と教職員の人事交流・共同研究等を行っているか				
10-36-2-②	留学生の受け入れは、国としての方針でもあり、留学生が卒業後に日本や本国における日本企業で就職するために、職業教育機関である専門学校等は役割を果たす必要がある。 また、途上国などの学校を職業教育の面で支援することも必要である。 教育のグローバル化が進む中、体系化した教育課程の編成と成績評価の基準と学修成果の明確化が不可欠となっており、教育の水準・質保証と向上、教育に携わる教員の教育力の向上が国際的な流れとして求められている	海外の教育機関と留学生の受け入れ、派遣、研修の実施など交流を行っているか				
		留学生の受け入れのため、学修成果、教育目標を明確化し、体系的な教育課程の編成に取り組んでいるか				
		留学生の受け入れを促進するために学校が行う教育課程、教育内容・方法等について国内外に積極的に情報発信を行っているか				

■=提出必須 ※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

【根拠資料】 地域交流年間計画書（グリーンキャンペーン）

点検中項目【10 - 37】 ボランティア活動

10-37-1 学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか

評価の観点		評価	現状の取組状況	課題	今後の改善方策
10-37-1-①	<p>学生にボランティア活動の意義を伝え奨励することは学生の社会性を育む上で必要なことである。地域や身近でできる活動や災害支援などの組織規模の大きな活動などについて学生に対し情報提供を行うとともに活動への参加心得を周知徹底する必要がある。</p>	1.3	<p>実習施設からの依頼をもとに提示しており、15年程度継続して学生が参加している。自治体でのボランティアについてお学生に提示しているが、学生のスケジュールに合うものが少なく、参加実績はほとんどない。2021年度より、コロナ禍のため、一旦停止している。。</p>	<p>ボランティア活動の窓口は情報があるときのための活動になっているため、学生に奨励できるような活動にする必要がある。コロナ禍で、求められるボランティアの内容も変化してきているため、看護学生ができることを模索して実施していく必要がある。</p>	<p>ボランティア活動への参加についてはホームページに掲載しているが、この掲載だけでなく、参加していない学生への共有ができるよう働きかける必要がある。コロナ禍で求められるボランティア活動を学生とともに考える機会を設ける。</p>
10-37-1-②	<p>学生のボランティア活動は、安全や健康上の面はもちろん、授業や学習進度、あるいは就職活動との関連もあり、学校としては十分な活動状況を常に把握しておくべきである。学生のボランティア活動の成果は、適切に評価し、他の学生等学内で共有することも重要である。</p>	<p>ボランティアの活動実績を把握しているか</p> <p>ボランティアの活動実績を評価しているか</p> <p>ボランティアの活動結果を学内で共有しているか</p>			

※自己評価報告書に記載した内容は、確認資料として機構から閲覧等の要請を行う。

<p>【根拠資料】 学生に向けたボランティア実施案内・申込受付（老人施設・幼稚園・保育所など）ボランティア参加一覧</p>
